

令和4年第2回

中種子町議会 6 月定例会会議録

開会 令和4年6月 9 日

閉会 令和4年6月 16 日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和 4 年第 2 回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
6 月 9 日	木	本会議 (開会・一般質問・議案審議他)
6 月 10 日	金	委員会
6 月 11 日	土	休 日
6 月 12 日	日	休 日
6 月 13 日	月	休 会
6 月 14 日	火	休 会
6 月 15 日	水	休 会
6 月 16 日	木	本会議 (委員長審査報告・議案審議他・閉会)

令和４年第２回中種子町議会定例会会議録目次

第１号（６月９日）（木曜日）

１．開　　会	４
２．日程第１　会議録署名議員の指名	４
３．日程第２　会期の決定	４
４．日程第３　諸般の報告	４
５．日程第４　一般質問	５
下田敬三君	５
休　　憩	１８
浦邊和昭君	１９
池山喜一郎君	２７
休　　憩	３０
橋口渉君	３０
永瀆一則君	３７
休　　憩	４６
６．日程第５　報告第１号　令和３年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について	４７
田淵川寿広町長提案理由説明	４７
質疑	４７
７．日程第６　報告第２号　令和３年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について	４７
田淵川寿広町長提案理由説明	４７
質疑	４８
８．日程第７　報告第３号　令和３年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について	４８
田淵川寿広町長提案理由説明	４８
質疑	４８
９．日程第８　報告第４号　私債権の放棄について	４８
田淵川寿広町長提案理由説明	４８
質疑	４９
１０．日程第９　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて （中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	４９
田淵川寿広町長提案理由説明	４９
田平祐一郎税務課長補足説明	４９
質疑	５１
討論	５１
採決	５１
１１．日程第１０　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて （令和３年度中種子町一般会計補正予算（第１０号））	５２
田淵川寿広町長提案理由説明	５２
上田勝博総務課長補足説明	５２
質疑	５５

	討論	55
	採決	55
12. 日程第11	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第5号))	55
	田渕川寿広町長提案理由説明	55
	質疑	56
	討論	56
	採決	56
13. 日程第12	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号))	56
	田渕川寿広町長提案理由説明	56
	質疑	57
	討論	57
	採決	57
14. 日程第13	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号))	57
	田渕川寿広町長提案理由説明	58
	質疑	58
	討論	58
	採決	58
15. 日程第14	承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度中種子町水道事業会計補正予算(第3号))	58
	田渕川寿広町長提案理由説明	58
	質疑	59
	討論	59
	採決	59
16. 日程第15	議案第24号 中種子町職員定数条例の一部を改正する条例	59
	田渕川寿広町長提案理由説明	59
	質疑	59
	討論	59
	採決	60
17. 日程第16	議案第25号 中種子町都市公園条例の一部を改正する条例	60
	田渕川寿広町長提案理由説明	60
	質疑	60
	討論	60
	採決	60
18. 日程第17	議案第26号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について	60

	田渕川寿広町長提案理由説明	60
	質疑	61
	討論	61
	採決	61
19. 日程第18	議案第27号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について	61
	田渕川寿広町長提案理由説明	61
	質疑	62
	討論	62
	採決	62
20. 日程第19	議案第28号 星原小学校体育館改修工事請負契約について	62
	田渕川寿広町長提案理由説明	62
	質疑	63
	討論	63
	採決	63
21. 日程第20	議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について	63
	田渕川寿広町長提案理由説明	63
	質疑	63
	討論	63
	採決	63
22. 日程第21	議案第30号 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第1号）	63
	田渕川寿広町長提案理由説明	64
	上田勝博総務課長補足説明	64
	質疑	66
	討論	68
	採決	68
	休 憩	68
23. 日程第22	議案第31号 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	68
	田渕川寿広町長提案理由説明	68
	質疑	69
	討論	69
	採決	69
24. 日程第23	議案第32号 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）	69
	田渕川寿広町長提案理由説明	69
	質疑	70
	討論	70
	採決	70
25. 日程第24	議案第33号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	70

	田渕川寿広町長提案理由説明	70
	質疑	70
	討論	70
	採決	71
26. 日程第25	議案第34号 令和4年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）	71
	田渕川寿広町長提案理由説明	71
	質疑	71
	討論	71
	採決	71
27. 日程第26	同意第3号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件	71
	田渕川寿広町長提案理由説明	71
	質疑	72
	討論	72
	採決	72
28. 日程第27	陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める 陳情	72
	委員会付託	72
29. 日程第28	陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府 予算に係る意見書採択の陳情について	72
	委員会付託	72
30. 散 会		73
	第2号（6月16日）（木曜日）	
1. 開 議		76
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	76
3. 日程第2	陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める 陳情	76
	橋口渉総務文教常任委員長報告	76
	質疑	77
	討論	77
	採決	77
4. 日程第3	陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府 予算に係る意見書採択の陳情について	77
	橋口渉総務文教常任委員長報告	77
	質疑	78
	討論	78
	採決	78
5. 日程第4	発議第2号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書	78
	質疑	78
	討論	78
	採決	79

6. 日程第5	発議第3号 教職員定数の改善に係る意見書	79
	質疑	79
	討論	79
	採決	79
7. 日程第6	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	80
8. 日程第7	議員派遣の件	80
9. 日程第8	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	80
10. 閉 会		81

第 1 号

6 月 9 日

令和4年第2回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月9日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 諸般の報告 | |
| 第4 | 一般質問 | |
| 第5 | 報告第1号 | 令和3年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第6 | 報告第2号 | 令和3年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 第7 | 報告第3号 | 令和3年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 第8 | 報告第4号 | 私債権の放棄について |
| 第9 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例） |
| 第10 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度中種子町一般会計補正予算（第10号）） |
| 第11 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）） |
| 第12 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）） |
| 第13 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）） |
| 第14 | 承認第6号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度中種子町水道事業会計補正予算（第3号）） |
| 第15 | 議案第24号 | 中種子町職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第25号 | 中種子町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 第17 | 議案第26号 | 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 第18 | 議案第27号 | 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 第19 | 議案第28号 | 星原小学校体育館改修工事請負契約について |
| 第20 | 議案第29号 | 小型動力ポンプ付積載車購入契約について |
| 第21 | 議案第30号 | 令和4年度中種子町一般会計補正予算（第1号） |
| 第22 | 議案第31号 | 令和4年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号） |
| 第23 | 議案第32号 | 令和4年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号） |

- 第24 議案第33号 令和4年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 第25 議案第34号 令和4年度中種子町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第26 同意第3号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件
- 第27 陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出
を求める陳情
- 第28 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023
年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	浦 邊 和 昭 君	2番	橋 口 渉 君
3番	池 山 喜一郎 君	5番	永 濱 一 則 君
6番	蓮 子 信 二 君	7番	濱 脇 重 樹 君
8番	下 田 敬 三 君	10番	日 高 和 典 君
11番	戸 田 和 代 さん	12番	園 中 孝 夫 君
13番	徳 永 留 夫 君		

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

9番 迫 田 秀 三 君

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田 淵 川 寿 広 君	副 町 長	阿 世 知 文 秋 君
総 務 課 長	上 田 勝 博 君	町民保健課長	日 高 隆 雄 君
福祉環境課長	森 山 豊 君	農林水産課長	園 田 俊 一 君
建 設 課 長	池 山 聖 年 君	農地整備課長	遠 藤 淳一郎 君
企 画 課 長	南 奈津紀 さん	会計管理者兼 会 計 課 長	池 端 みどり さん
税 務 課 長	田 平 祐一郎 君	水 道 課 長	牧 瀬 善 美 君
保 育 所 長	浦 口 吉 平 君	空港管理室長	徳 永 和 久 君
行 政 係 長	榎 元 卓 郎 君	財 政 係 長	鮫 島 司 君
教 育 長	北之園 千 春 君	教育総務課長	横 手 幸 徳 君
社会教育課長	春 田 功 君	学校教育課長	皆 倉 健 二 君
給食センター所長	野 平 清 吾 君	選挙管理 事 務 局 長	上 田 勝 博 君
農委事務局長	石 堂 晃 一 君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 下 村 茂 幸 君 議事係長 稲 子 隆 浩 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第2回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、池山喜一郎君、5番、永瀆一則君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

4月15日、西部方面総監及び九州防衛局を訪れ、演習の御礼と継続、並びに自衛隊関連施設の誘致を再度要望しました。

4月27日、西之表市において、種子島空港利用促進協議会総会、種子島宇宙開発促進協議会総会、屋久島空港整備促進協議会総会、種子屋久観光連絡協議会総会、種子島屋久島振興協議会総会がそれぞれ開催され、令和3年度事業経過、決算報告及び令和4年度事業計画、予算等が上程され、可決されました。

5月16日、鹿児島市において、熊毛郡町議会議長会定期総会が開催され、令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画案及び予算案が上程され、可決されました。

同日、種子島屋久島議会議員大会事前協議が開催され、大会の可否を協議しました。

同日、鹿児島県離島振興町村議会議長会議長研修会が開催され、県財産活用対策室の馬場室長補佐からふるさと納税について講話がありました。

その後、同議長会の臨時総会が開催され、長島町の林誠治議長が監事に選任されました。

5月17日、鹿児島県町村議会議長会臨時総会が開催され、さつま町、宮之協会会長以下7名の役員が選出されました。

同日、議員研修会が開催され、防災BCP策定アドバイザー、ソナエルワー

クス代表高荷智也氏と、有限会社志縁塾代表取締役大谷由里子氏の講演がありました。

5月31日、燃ゆる感動かごしま国体鹿児島大会実行委員会第8回総会が開催され、令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画案及び収支予算等が上程され、可決されました。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について報告書が提出されております。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第4、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

まず、8番、下田敬三君。

〔8番 下田敬三君 登壇〕

○8番（下田敬三君） 70過ぎましても、この一般質問は大変緊張します。

1番手が嫌なもので、通告書の提出を最後の日まで、頑張って出さないで行ったんですが、出したらこのありさまで。1番手でした。

島内の新型コロナウイルス感染者も少しずつ落ちつきが見えてきているように感じますが、鹿児島県は10万人当たりの感染者率が、沖縄に続き全国で2位となっております。4回目のワクチン接種も計画される前に、症状は軽いようですが、子どもたちにも感染が広がっているように聞きます。今まで同様に油断することなく、マスクの着用、手指の消毒、密にならないなど、まず基本的な行動をとるべきです。

また世界では、ロシアのウクライナ侵攻により、あらゆるものが不足、値段の高騰により生活が困窮しております。

しかし、特にウクライナ国民の惨状を報道で見る限り、我が日本は貧富の格差も広がってる中であれども、どれだけ平和なのかと改めて感じます。一刻も早く停戦、終戦に向かってもらいたいものです。

さて、通告しております質問に入ります。

1番目に農業の施策についてですが、サトウキビ関連と優良堆肥の施設整備。

2番目に、福祉施策についての老障介護の実態と成年後見制度について。

最後に、教育施策についての適応指導教室の現状、給食費の見直しなど、教育一般関連の取組について質問します。

それでは、最初に通告してますサトウキビの令和3年／4年産期の集荷実績と、令和4年／5年産期の作付け状況について、これについてまだ確定した面積ではないかと思いますが、概数でよろしいので説明を求めます。あとは質問席でいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。農業政策から福祉、そして教育までたくさんの質問を下田議員からいただいております。

丁寧の説明をさせていただきたいと思いますが、時間の関係もございますので、簡潔にはしよるところがあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、令和3／4年産期の集荷実績として新植で、夏植17.45ヘクタール、秋植で67.9ヘクタール、春植で238.68ヘクタール、株出では、1株で319.27ヘクタール、2株で341.41ヘクタール、3株で126.02ヘクタール、4株以上で24.36ヘクタール、合計で1,135.09ヘクタール、8万2,784トン、反収当たり7,293キログラムとなっておりまして、対前年比合計で作付面積は11.21ヘクタールの減となったものの、収量は1万2,272.42トンの増、反収当たり、1,142キログラムの増という実績になっております。

令和4／5年産期の作付状況についてでございますが、去る5月18日から27日に実施した現地確認調査の結果でございます。

新植夏植26.79ヘクタール、秋植83.24ヘクタール、春植で266.68ヘクタール、株出でございますが1株で333.81ヘクタール、2株で292.56ヘクタール、3株で134.38ヘクタール、4株以上で36.36ヘクタール、合計で1,173.82ヘクタールとなっており、対前年比実績に比べ、38.71ヘクタールの増となっております。

この数字は、9月ごろに実施する品目別経営安定対策の交付金申請手續において、若干の上下があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 前から新光糖業は、大体目標として、作付面積が2,500ヘクタール、生産量が15万トンを目標にしたいと言われておりましたが、ここ10年間で、面積は平成26年産と平成27年産を最後に2,500ヘクタールを下回っております。

生産量も、15万トン超えたのが平成28年産と令和3年産の2年だけです。

両年とも、反収と糖度が高かったことからの結果でして、しかし、決して豊作ということではありませんが、ここ10年では、3年産は平均6,900キログラムと1番高くなっております。

生産額も34億8,000万となったからでもないでしょうが、先ほど町長が言われます4年／5年産期の作付面積も、38町歩ぐらいふえているようです。

町長にはこれまで幾度となく、キビの増反対策について質問を繰り返してきておりますが、またかいかわられるかもしれませんが、現状をどのように捉え、増反に取り組んでいるのか見解を求めます。

実績の上がった年こそ増反に取り組んでいくべきではないかと思っております。お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状をどのように捉えて、どう取り組んでいるかという御質問でございます。

増反に関する対応につきましては、今後予定している取組として、糖業振興

会を始めとする、町や地区あるいは県が主催する各種会議が今後予定されております中で、それぞれの会議の中で、現状の課題を関係者と共有し、専門的な意見も伺いながら、また、先進的な取組事例を参考にしながら、いろいろな角度から現状の課題に取り組んでいくべきではないかということで、進めていきたいというふうに考えております、といいましても、農家の皆さんには、これ Y o u T u b e で配信もされておりますので、なかなかわかりにくい今の説明だったのではないかなと思いますので、丁寧に説明をさせていただきます。

今期は特に糖蜜船の問題で、操業時期が5月4日まで大分遅れこみました。

これにより、最終新植のサトウキビを最後に残すような傾向でございますので、最後に残った新植のオーギの手入れが遅れている。その後の天候により、培土関係含めて、非常に遅れている状況でございます。

こういったところで、今年の操業期においては、農家の皆様、それからまた、生産組合の皆様、精脱工場の皆様、そういったところから、様々なクレームといたしますか、苦情であったり、そういったもので迷惑をしてるというような声もたくさん伺ったところでございます。

そういったところを、新光糖業さんともしっかりと共有しながら、その改善策を練っていかねばならないということ。

まずは、農家の皆さんに、新光糖業さんの考え方もしっかり説明をしてくださいと。

そして、協力をしてもらえないと増反は出来ないんだというようなことを伝えております。

そういった中で、新光糖業さんの中の操業のシステムであったり、そういったものをしっかりと説明をしていただいて、農家の皆さんにしっかりと理解をもらって、そして協力をしてもらうというようなことをもう1回抜本的に見直してやっていく必要があるんじゃないかというような話を新光糖業のほうでしてきたところでございます。

そういったところに関しましては、様々な説明が上から目線だというような話が結構農家の皆さんから聞くことが多くございますので、そこら辺はしっかりと、企業存続していく上で、作付面積の拡大、維持というのは必須条件となります。

そういったところも含めて今後、農家の皆さんとしっかりと連携すること、これをまずしていくことがとても大事なことで、農家の皆さんに気持ちよく営農してもらうような方向性をしっかりと見出していく必要がある。

これは行政のみならず、農家の皆さん、J A、そして新光糖業さん、各生産組織、精脱工場等が同じ方向を向かないと、農業の発展はないんだと、サトウキビの発展はないんだというようなことで、今後またしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

また、新光糖業さんを含め関係機関と、そういった意味でしっかりと協議をして、情報共有をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） 糖蜜運搬船の欠航とか、欠航といいますか。それで大体 12日間、操業停止となっております。

5月31日に町のキビ甘藷の振興会の委員会がありまして、そのとき塩浦農務部長がこられまして、欠航になった経緯の説明しながら、もう大変申し訳なかったということでお詫びもしております。

12日間運べなかったから糖蜜をためるタンクが必要じゃないかと。新しく別につくって、そういうことに準備しようという話がされておりました。

先ほど町長も言われたように後の管理がちょっと遅くなってるということ、農家さんたちからも声が出ました。

それは次に、目標を持ってすることですが、その増反について、私は何回も言いますが、大型農家はもう限度があるかと思います。

だからといって、大型農家を1件ふやすということも現状では考えられませんので、作付が減っているのは私は、高齢者の離農が大きく影響してるかと思っています。

全体で30戸減少してるんですが、65歳以上が18戸、それから60歳から64歳までは11戸減少しております。

ちなみに80歳以上は83戸あります。

確かにもう高齢者で体力面もありますが、一つは品目別経営安定対策事業の決め事も離農に拍車をかける結果になっております。

これについて何度か私も町長に言っておりますが、これは町単独で変更できるものでもありませんので、それはそれとしてとめておきますけど、できれば、その品目経営の絡みで管理作業などの助成をしながら、高齢者農家が働ける環境をつくるべきではないのかと私は思いますが、それについて見解を求めてよろしいですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） もう増反対応についての御質問でございますので、それを一緒にそれをやるとかやらないとかではなくて、そういった点を随時農林水産課のほうにでも、議員の皆様からいただけたらまた検討の対象に入ってくるのかなとは思っています。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） この件については、前の質問から小出しに、小出しっていう言い方が悪いですが一応質問をしております。

町長も先のこと、急々には出来ないということでありますので私の去年の9月に一般質問しまして、すぐはすぐ何も出来ないってことを言われたらまた身も蓋もないので、ちょっと時間を見て、6月にした次第です。

その次の農業関連の肥料、家畜の飼料ともに値段が高騰しております。5月の和牛子牛の競りも、一昨年の同期に比べて20万円減少しておるそうです。飼料も円安も含め、高騰しており、大変異常事態な状況であります。

今日は、肥料のことについて質問です。

先日の国会での予算委員会で、肥料の高騰で原材料は将来、外国に頼ることなく、国内で調達するべきだと委員が質問しておりました。藤本さんだったかな。

大臣が答えたのが家畜のふん尿と稲わらと、種子島ではバカスということになるかと思います。それを利用した堆肥を使うことで、化学肥料を少なくするべきと答え、国もその方向で堆肥づくりを支援すると言われておりました。

また、中国依存から脱却を見据え、あとモロッコとかカナダにも副大臣クラスで働きかけているようです。

町長も令和3年9月の議会で「優良堆肥の生産が可能な施設整備を推進し、ストックヤードを活用し、普通作農家が利用できる整備体制を図る」と答弁していますが、説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そのときも説明はさせていただいてると思うんですが、このストックヤードは、令和2年の11月にJAの堆肥センター敷地内に島外から購入した堆肥を年間を通してストックして、農家の皆様に必要な時期に必要な量を安定的に供給することを目的として整備をしたところです。

これはサトウキビの基金発動がされた場合等に活用する堆肥が、輻輳してしまっただけで入荷がなく、その堆肥を散布する適期を逸してしまうという状況が、せっかくそういう事業があつて農家の皆さんも使いやすい値段で、使いやすくないかもしれないですが、かなり抑えられた中で、使える状況にも関わらず堆肥が入ってこないという状況で御苦労されていたということで、堆肥センターに屋根をかぶせて、堆肥をストックできるようにしておきましょう。

もし基金発動で事業があつた場合でも、堆肥が足りないということがないようにしようっていうことで整備をしたところです。

まず昨年の稼働状況で説明させていただきますと、事業外堆肥供給を含めまして、総量で1,758トンとなっております。

うちサトウキビでの散布面積は、62.95ヘクタールで、サトウキビの作付面積376.21ヘクタールの約16.73%に相当する新植ほ場に散布されたことになります。

残りの479トンにつきましては、ほかの作物で散布されたようでございます。

ほ場への有機物資材の投入、とりわけ堆肥の使用は不可欠であると思います。微生物の増殖のみならず土壌の団粒化構造を促す資材としては欠くことが出来ない資材が堆肥であると思います。

農家の皆様には積極的に土壌改良を行っていただいて、少しでも所得向上につなげていていただきたいと考えております。

堆肥の生産が可能な施設整備も近い将来必要であるというふうに考えております。

肥料高騰も視野に入れ、関係機関に補助事業など相談して体制整備につなげていければと、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 今、鹿児島から運搬をしながら使っているんですが、できるならやっぱり地元の堆肥が、なぜ堆肥のことを言うかという、新光糖業はバカスが相当ふえてきておりまして「はるのおうぎ」は特に多く出るんだそうです。

それで将来、新光糖業も半分ぐらいは「はるのおうぎ」にしたいというかそういう望みがあるようですが、なるべくやっぱり地元の堆肥をつくっていただいて、安く提供するのが私は1番じゃないかと思っております。

確かに国のほうも何かそういう方向でさっき言いましたけど、詳しくは調べてはいませんが、そういうことを含めて考えて、対応するべきじゃないかと私は思います。

そこで、はい、わかりました、という答えを聞こうと思っておりますので、そのようによろしくお願いします。

次に、福祉施策の老障介護について質問をいたします。

老老介護については3月のこの一般質問の中で、池山議員が質問しております。老老介護はほとんどの方が理解をしているかと思えます。

それと近ごろ、ヤングケアラーといいまして、18歳未満の子どもたちが、家族の面倒をみることで、また逆に、その子どもたちに心身の負担がかかっていることが問題視されております。

今回私が質問するのは、障害者をもつ高齢の家族の老障介護についてです。中種子町は件数は少ないかと思いますが、中種子の実態について説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず、老障介護でございますが、高齢の親が障害のある子どもを介護するケースのこととされているところでございますが、専門家によりますと、医療の進歩で障害者の平均寿命が延びたことなどで、老障介護が広がっていくのではないかなというふうに見られており、高齢になり介護が出来なくなったときに備えて、子どもの施設入所を希望する親も少なくないということであるようでございます。

町内の状況を説明いたしますと、6月1日現在、在宅の知的障害と精神障害者の方が84名、うち親と同居している方が27名、さらに、そのうち65歳以上の親と同居している方は、22名であります。

高齢で介護をされている方など負担も大きいと思いますが、今年4月からは種子島1市2町で、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援する種子島地区基幹相談支援センターを立ち上げまして、相談支援なども行っているところでございます。

本町といたしましても今後も御家族の負担を少しでも軽減するために、個々の障がいのある方の障がいの程度であったり、生活実態などを十分に精査をしながら、利用者の状況に応じた障害福祉サービスの提供を支援してまいりたい

というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） この質問することでパソコンで原稿をつくったんですが、老障介護と打っても出てきません。出てきてないということはそれだけまだ浸透してない証拠かもしれませんが、老障介護は別名 8050 といいまして、80 の親が 50 の子どもの面倒をみるということで言われています。

80 の親が 85 になれば、子どもがまた同じように 55 になっていくということです。

5 月 6 日の NHK のニュースの「おはよう日本」で特集コーナーの中で、障害者入所施設待機者が全国で 1 万 8,000 人おると。

鹿児島が大体 1,137 名となっておりますが、確実な数字じゃないかと思えます。

なぜそういう待機者がいるかと言いますと、親が将来に不安を抱えているので、そういうことが背景にあるのではないかと思います。

その高齢の親が、子どもをみると、そのままおくという訳にもいきませんが成年後見制度につきましては、障がい者だけが利用することでありませんが介護する親にとっては、自分が先立ったとき、そのあと子どもはどうなるのだろうか。誰が責任を持って面倒をみてくれるのか不安でたまらないはずです。

親亡き後でなく、今、できることとしてこの制度に向き合うべきだと思います。

3 月 27 日に成年後見制度の研修がありまして私も出席しましたが、大まかなことは理解したつもりですが、人様に説明して理解、納得させる力はないと思っております。

行政として、何らかの方法で助言、指導は出来ないものか見解を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） スムーズに 1 番の質問から 2 番の質問に流れたのでちょっと慌てておりますが、議員もこの研修のほうに参加されてるということでございますので、議員以上に我々はわからないはずでございますが、参考までに私どもで把握してる範囲ということで、御理解を賜ればと思います。

議員御存じのとおり、成年後見人制度、これは認知症、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な、こう言うとまたわかりにくいんですね、なかなか自分で判断出来ない人々の財産とか資産、そういったものを保護してあげる、そういったものを支援する制度、支える制度でございます。

御質問の行政として何らかの方法で、役場は何かしてくれんとかと御質問でございますので、島内におきましては、種子島地区自立支援協議会というのが設置をされております。

この協議会というのは、障害者などの自立と社会参加の支援を目的として、役場や障害福祉サービス事業者さん、それから福祉関係の団体、福祉 5 団体といますかね、そういったところ、また保健、医療、教育などの各機関で構成

をしているところでございます。

この協議会の下部組織でございます権利擁護部会の研修会、研修の中で成年後見人制度についての勉強会を行い、研修を受けた会員の皆様が後見制度を利用されたい方などに対しての利用周知などや相談支援の体制をしっかりとつくっていかうということでそこを図っているところでございます。

なかなか議員が最初おっしゃったように、いろんな言葉を知らない、そういったものが、まだ、町民に周知がされてないという部分もあるかと思いますが、今後につきましても、行政、我々も始め、種子島地区自立支援協議会、民生委員協議会、また福祉関係団体とも連携を図りながら、町民の方々に利用への周知などや助言指導など、相談支援も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

後見制度につきましては、役場の窓口にも資料等も備えております。

御相談があれば、しっかり役場のほうでも対応できるように準備はしておりますので、ぜひともそういった意味では、町民の皆さん、困っておられる町民の皆さんがいらっしゃる場合は、議員の皆様を通じてでも、なかなか役場には電話しにいかとやっていう人もいらっしゃるかと思いますので、ぜひ議員の皆様方からもそういった声を聞かせていただければ、こちらのほうもしっかり対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） やっぱり自分の自宅で子どもの面倒をみとる保護者の方が1番この対象だと思うんですが、それが心配でグループホームに入れたら、福祉施設が、それぞれ面倒を見てくれるんですが、それができない状況の中で、新しくグループホームを作るとすれば、また、1,000何百万の経費もいるようです。

知的障害者も2000年、7万かそれから、それが2016年で36万人、5倍、ふえてると聞きます。知的障害者が。

やはりそれを、みんながみんな施設に入るっちゃうことはまた無理かと思うんですが、中種子町のそういう施設に入ってもらって、するべきだと思い、また待機になりますから、まず先ほど言った町長、私もですが、その成年後見制度について、全く完璧には理解しておりません。

それで、保護者の方々も高齢者で、なおさら頭を悩ませたでしょうが、ただ聞いた、ただ読んだだけでは駄目だと思います。

できれば、手をつなぐ育成会の総会なんかも今ずっとやっておりませんが、そういうのもまた、開くようなことであつたら、そういうのを説明していただいて、個別でするのが一番いいんでしょうがそういう訳にはいきませんので、そういうのを今度含めたお願いにあがるかと思います。

それでは3番目、いつも教育関係の一般質問をするとき、最後に残しておきまして、時々、時間が足りなくて、教育長すいませんでしたっちゃうことで、お断りしたりするものですから、今日ちょっと慌てて、教育委員会のほうのこ

とで閉めたいと思っておりました。

令和３年の６月議会で私の適応指導教室の実態について、どうなってるかということで、特に気になったのが中学３年生が多いということで、ちょうど入試の時期と、大丈夫なのかということで心配しておりました。

教育長から７名の生徒が高校に入学したと説明あり、私の１番気がかりだったんですけど、解決して、順調に成果が出ているとの説明でした。それはそれでよろしいんですが、その後の現状について何かあれば説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） 今御質問がありましたフレンドコネクトのその後の現状についてお答えいたします。

令和３年度の利用状況等につきましては、通級許可申請をした児童生徒数が８名で、延べ日数で３７５日利用しております。８名のうち、中学３年生が３名おりましたが、教育支援センターに通い、指導員を含めた他者との交流を続け、学力と社会性を身につけることで、中学校を卒業することが出来ました。３名とも高校へ進学しております。

令和４年度につきましては、５月末現在、小学生２人、中学生３人の申請がありました。

そのうち小学生の２人は、４月以降、在籍する小学校に登校出来ており、不登校状態が解消されたと見ております。

３人の中学生につきましては、各学校の担任や養護教諭、教頭、町雇用の特別支援教育支援員等が連携を図りながら、引き続き今後も支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（徳永留夫君） ８番、下田敬三君。

○８番（下田敬三君） この適応指導教室の存在が大きいと思います。

もし、これがなかったらいまだに不登校で子どもたちが学校に行けるかどうか。

それで、学校は数名にかかわっていくのは大変なことで、それを専門にさせていただいて、学校に帰って行くうちゅうことはおかしいですけど、その同じように、また交わって、同じように学校で学んで卒業するということで、だからこの適応指導教室については、本当に期待をしておるし、また期待に沿っております。

どうか今後も、頑張って子どもたちの行く末、子どもたちのことをまた考えてやってください。

続いてですが、先ほど冒頭にも、原材料費、普通私たちの買う食料品とかそういうものの値段が上がっております。

学校給食の現在でも、もちろん値上がりして、運営が厳しいことから給食費を上げている自治体があると報道されています。

鹿児島市は昨日のニュースの中で、鹿児島市が全部持つと。それで、今まで保護者負担している学校については、お金を戻すということで何かありました。

中種子町は、同じような感じにいるのか、もし、厳しい財政の中だったらどうされるのか。お答えをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 学校給食の原材料費の値上げについての対応ということで、中種子町の対応についてお答えしたいと思います。

学校給食の原材料の値上がりにつきましては、昨今の世界情勢などにより、昨年の秋ぐらいから実は徐々に値上がりを始めております。

本町の今年度のパンの供給価格で約8%。牛乳の供給価格で約2%程度。

ほかには、もちろん食材、調味料、油など、品目によっては大幅に上昇しているものもございます。

では議員がおっしゃいましたように、県内では7市町で、今年度の給食費を既に値上げしている状況もございます。

本町の給食費につきましては、前年度と同額に据置き、運営を行っておるところでございます。

本町の給食運営につきましては、食材購入分に充てるため保護者から給食費を徴収しております。

町からの学校給食費補助金、これらの活用により、保護者の負担軽減を図っているところです。

また、調理員の人件費や給食センターの維持管理に要する費用、そういったものは全て町予算で賄っており、保護者には負担させていないところです。

しかし、昨今の世界情勢などによる値上げは、食材の調達に直接影響してまいります。

町としては、基準の栄養価を落とすことなく、かつ、高騰している燃料費の影響を最小限に抑えるために、調理方法の変更など、スタッフの創意工夫を集めながら給食提供を行っております。

また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、食材高騰などへの対応ができると考えております。

今後も原材料の値上がりが続くことも考えられますが、先ほど申し上げましたとおり、工夫を凝らした運営で、現状維持で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） パンが上がっているということで学校によっては、米食を多くして対応しておるところがあったり、いろいろ食材の使い方を先ほど教育長が言われました食材の利用のやり方があって、頑張るとる学校もあるように聞きます。

それでは、十分時間が残ってますので。

教育長は平成28年の4月に任命されまして、令和4年の4月16日に新たに任命されまして三期目に入っております。

この間、適応指導教室の開設など、それから新型コロナ禍の中で学校運営に

大変尽力されておりますが、町長に施政方針で教育関係の説明済みですが、教育長自ら考えている、反省点があったり、また今後、町の教育への取組について、何か思っていることがあればその見解を求めます。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 前回の３月議会で議員の皆様の同意をいただき、４月１６日から、教育長として第３期目に入っております。

人生１００年時代と言われ、また、子どもたちが大人になる頃にはその子どもたちの半数が、私たち大人が知らない職業につくと言われていています。

コンピューター技術はますます発達し、ＡＩが人間にそっくりな業務をこなす、いわゆるアバターとともに暮らす時代がやってまいります。

この先行きが不透明な時代を迎えるに当たり教育委員会では、機構改革を行い、これまで教育総務課と社会教育課の２課体制であったところを、県から学校籍の主導主事をさらに１名派遣していただいて、教育総務課、学校教育課、そして社会教育課、この３課体制と改定したところです。

小中学生はもちろん、赤ちゃんから高齢者まで、郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育、生涯学習の推進により、一人一人が生涯にわたり豊かで満ちたりた人生を送ることができる中種子町を構築できるよう尽力してまいります。

まず学校教育です。

令和元年に町内の全ての普通教室に、他の市町村に先駆けてエアコンを設置していただき、子どもたちは、学びにふさわしい環境の中で効率的に集中して勉強に取り組んでおります。

また、今年度から特別教室にもエアコン設置することとなりました。

普通教室は適切な環境で学習できるにもかかわらず、理科室家庭科室などの特別教室に行くと、以前と変わらず暑さと湿度、また冬の寒さに耐えながら学習しておりましたので、児童生徒はもちろん、教職員保護者など関係者は大変喜んでいただいております。

それから昨年は、野間小学校に教職員住宅を６棟つくっていただきました。もちろん全ての住宅に教職員が入居しております。

先生方が、後顧の憂い無く教育に打ち込めるという点では、教職員住宅の整備はとても大切です。

ほかにも、各学校の体育館の改修などを年次的に行いました。教育環境の整備に取り組むことが出来たと思っております。

学習環境の整備でいうと、第２期目の令和元年からの３年間は、ギガスクール構想の３年間でした。

この教育の大きな改革の一つであるギガスクール構想で中心になるのは、ＩＣＴ関連機器の活用です。

ＩＣＴ機器は、時間と距離をゼロにしてくれます。

これは離島で学ぶ中種子の子どもたちにとっては非常に大きなメリットをもたらすことになりました。

今、ギガスクール構想が始まったこのときに、世の中の子どもたちに遅れをとらせるわけにはいかないという町長はじめ、議会の皆様の深い御理解によって、中種子町は県内のどこにも負けないスピードで1人1台タブレットの整備を推進いたしました。

そして、納官小学校を中種子町学習情報センターと位置づけ、デジタル教科書や電子黒板、タブレットを初めとするICT機器等を活用した新しい授業スタイルへの転換を先行して研究させました。

このICT機器などの学校教育への導入は、明治以降150年の近代教育の流れの中で、戦後の教育改革にも勝る恐らくは1番の革命ではなかったかと思っております。

授業は、先生が教え込むスタイルから子どもたちが自ら考えて学びを展開する方向に切り替わっております。

学校教育の第一義は、学力向上であります。

子どもたちが変化が激しいこれからの時代を生き抜くためには、確かな学力、豊かな人間性、生きる力を支える体力と健康、この三つのバランスのよい育成を目指していかなくてはなりません。

その学びのスタイルとして、ギガスクール構想は大きな貢献をしていきつつあります。

インターネットという世界に開かれた窓口から子どもたちはたくさんの情報を手にいれます。

それをみんなで比べ合い、意見交換をしながら、問題を自ら解決し、新しい価値を加えて世界に向けて再発信します。

文科省が目指しているところの主体的対話的で深い学びです。

また、離れた学校同士をオンラインでつなぎ、討論会や報告会をします。

このことは、コロナウイルス感染対策で、休校や学年閉鎖になったときにも、学びを止めないという考え方のもと、自宅にしながら、タブレットを使ってしっかりとリモート学習を継続する環境が整いました。

そのような指導の改善が進む中、学力向上につきましては、毎年行われている鹿児島県学習定着度調査などにおいて、小学校は全教科において、熊毛地区の平均鹿児島県全体の平均を超えるという好成績を収めております。

中学校は頑張っておるんですが、若干教科により凸凹があるようですので、指導法の改善に努めさせ、基礎基本の定着に取り組ませているところです。

指導要領により求められている、新しい学力感に基づいた学力の定着に今後努めていきたいと考えております。

また、先ほどからありますように、この第2期目はウイルス感染防止対策に振り回された2年間でもありました。

運動会などの学校行事が縮小開催や中止になりましたが、この令和4年からは、3密を避けるなどの対応をしながらも、子どもたちの学びをとめることなく、教育活動を推進してまいりたいと考えております。

令和4年度からの第3期目は、自分の人生を自らデザインする力を子どもた

ちにつけていきたいと考えております。

将来を見据えて、自立し、たくましく生き抜く力を育むキャリア教育を推進します。

S o c i e t y 5.0時代を生き抜く力を育むために、これまで積み重ねてきたICT教育をさらに積極的に推進し、授業改善を図ります。

規範意識を育み、豊かな心と健やかな体を育む教育を推進してまいります。

自分のために、自ら勉強し、自分のために体を鍛え、自分のために周りの人に思いを届けながら、自分自身の人生を自ら切り開いていく子どもたちを育てていきたいところです。

次に、社会教育です。

社会教育課では、生涯をいきいきと生き抜く町民性の醸成を目標として、生涯学習公民館講座、高齢者学級「どんぐり学級」など、町民に対して広く学びの機会を提供してまいりました。

また、それぞれの施設の耐用年数経過に伴い、町立体育館の耐震工事、種子島こりーなの舞台照明設備、吊り物設備などの大規模改修、種子島中央体育館の空調機器更新など、施設設備の改修等を行ってまいりました。

平成15年に策定された生涯学習推進の町宣言を踏襲し、よいらーいきの精神を継承して、花咲く未来に人と自然が根づく町、これを合言葉にして、町民とともに、触れ合いと学び、そしてボランティアを大切にする施策を展開してまいりました。

さて、これからは、学び合うチャンスにあふれる地域社会づくりという大きな目標のもと、学校はもとより、地域住民、各種団体とあらゆる場面で連携協働し、広く学習機会の提供に取り組んでまいります。

青少年の体験活動として、チャレンジキッズや親子ふれあいウォーク、また、ジュニアリーダーや各種団体の指導者の育成、生涯学習公民館講座の拡充や読み聞かせ活動などの読書推進活動の充実に努めてまいります。

交流人口の拡大、地域のスポーツ振興の一環として、スポーツ合宿の積極的な誘致にも力を注いでまいります。

それに伴い、合宿用宿泊施設の建設や実業団チームから要望が多い、クロスカントリー施設なども作っていく考えでおります。

そのほかには、本年度は、立切遺跡が国指定文化財になる意見具申書を提出している段階です。

古市家住宅、阿嶽川マングローブ林などとあわせて、郷土教育素材として活用していきたいと思っております。

これまでの中種子町の歴史に平成の時代を加えた改訂版、中種子町郷土誌も近々完成の予定です。

最後に、学校給食です。

コロナウイルス感染症や、ウクライナの戦火の影響により、給食にかかる費用が膨らんでいることとその対策については、先ほど申し上げたとおりです。

その他ですが実は、今使っている学校給食センターが47年目を迎えておりま

す。耐用年数の関係から、早急に整備していかなくてはなりません。

新しい給食センターが稼働するのは、今から準備してどんなに早くても3年後、令和7年になります。

安心して安全な学校給食を子どもたちに提供するために、早急に新給食センターの建設設計に取り組んでいきたいと考えております。

さて、教育にはお金がかかります。

私たちはこれからの時代を生きる子どもたち、これからの中種子町を支えてくれる子どもたちのために、教育を展開しております。今から20年後、今の小学1年生が26歳、中学3年生は35歳です。

そのときになれば、中種子町を支えてくれる大きな戦力となっているはずです。

つまり私たちは、小学生、中学生の子どもたちのために施策を展開し、たくさんのお金を使っているように見えますが、実は、将来の中種子町を支えてくれる人材を育成している。そういった意識で取り組んでおります。

教育への投資は、結局、中種子町全体への投資です。

町民の皆さんが明るく豊かな生活をこれから長い将来にわたって営めるように、その礎をこの第3期目の3年間で準備してまいりたいと考えております。

議員の皆様方もぜひ教育委員会に足を運んでいただき、町民の声をお届けいただきますとともに、町民にかわって、中種子町の教育行政の進展にお力添えと御指導をいただければ幸いです。

中種子町議会、そして町民の皆様の教育委員会の今後の御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 町長が福祉関係で、下田議員は走るなという言い方でしたが、これが心配でたまらずに、ちょっと慌てた経緯があります。

先ほど言いました、教育長に本当に、一般質問で時間がなくても失礼なことは何回かありました。

これでやっと落ちついて、今日は寝れるかなと思っております。

また、教育関係よろしくお願いいたします。

それでは、これで私の質問を終わります。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時10分からとします。

―― ――― ○ ―――

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

―― ――― ○ ―――

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、1番、浦邊和昭君。

〔1番 浦邊和昭君 登壇〕

○1 番（浦邊和昭君） おはようございます。すみません。さっきの下田議員よりさらに緊張しております、どうぞよろしくお願いします。

最近の世界情勢、そして異常な物価高になりつつある日々ですが、非常に不安を感じておりますけども、早速質問に入らせていただきます。

我が町内においても、多種多様な職業で人手不足となっています。

例えば、各種運送業、建設業、福祉・介護関係、製造業、漁業、そして農業。高齢社会の中で、人手不足解消のために、若者を必要としています。

U I ターン者を含め、若者定住につながる対策をどう考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

この後は質問席で、いたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 私も2人目の質問でもやっぱり緊張するもんです。

議員が大変危惧をされているように、日本全体で人口減少が今進んでいるところです。

出生率の低下であつたり死亡される方が出生数を上回る、いわゆるこの自然減が大きな要因となっているのではないかなと思うところです。

本町でも少子高齢化の影響に加えまして、高校卒業後、ほとんどの高校生たち、若者が進学であつたりとか、就職などで島外に流出する状況にある中、町内のあらゆる職種おっしゃいましたようなそれぞれの業種において、人手不足が生じている状況であるということは、私もしっかり認識をしております。

しかし、その状況を傍観してるわけにはいきませんので、それはもう人口が減少していくというのは、既に大分前から言われていることでございまして、本町では長期振興計画であつたり、まちひとしごと創生総合戦略において、若者の流出をどう防ぐか、あるいは就職を機にUターンを促すためにどうすればいいのか、単に雇用を創出することのみにとどまらず、本町の基幹産業である農業などを中心に、高付加価値化や販路拡大などに取組、強くてもうかる産業に、農業等を成長させることで所得の向上を実現できれば、賃金ややりがいの面で魅力的な仕事が創出可能かと思います。

また、住み続けたいと思える地域をつくるためには、このまちで暮らしたい、このような生活を送りたいと思わせる魅力をつくることも重要なことだと認識をしているところでございます。

そういったところで若者定住につながる対策をどう考えているか、という質問でございしますが、本町におきましてもあらゆる分野においてさまざまな施策を進めております。

具体的な施策としては、定住促進住宅整備事業であつたり、子育て支援事業、就農者への支援事業など、若者が住みたい町、住み続けたい町となるよう取組を進めているところでございます。

即効性のある事業というものはなかなか見出せるものでございませんが、若者の力というものは、一つの町のエネルギーの源であると言っても過言ではな

いのかなと思いますので、そこに経験のある皆さんと一緒にやっていくことで、魅力ある中種子町がつくり上げられるのではないかなというふうに考えております。

先ほど教育行政の話が教育長のほうから、下田議員の質問に答えての話がありました。やはり教育、いわゆる「ゆりかごから墓場まで」、下田議員の質問の中には、介護も含めた、いろんなものが入っていましたが、いわゆる「ゆりかごから墓場まで」、我々は福祉の里で、福祉にも重きを置いてやる町なんだよってというふうに、いろんな部署でいろんな方々が懸命に頑張っていると思います。

そういったことをもっともっと発信して、町民の方にも理解をいただきながら、わかっている必要があるのかなというふうに考えています。

観光、そういったものもございますが、まずはここで生活をしていくためには何が1番いいのかということもこれから先もまた、毎日模索していきながら対応していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1番、浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） そのお答えは、確かに期待はしてはいたんですけども、実際は、定住促進とか、子育て支援とか、そういうものも対策の一つであったんですけども、それは即効性にやはり欠けていると思います。

ですから、もう少し私たちが、そういうこともやっているのかというような対策はないものか再度お尋ねしたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 子育てをしていく上での支援、当然議員御存じかと思うので、子育てから、今我々が予算を計上してやってる対策に関してはもう省かせていただきたいと思います。教育長の話でもあったように、教育に関して申しますと、ICT関係の先端のことをやっております。

こういったことを留学制度等も含めたりしながら、国内外に流布していくとか、そういったような方向性っていうのが必要なのかなと思います。

あと、これをやればいいというのがあれば、議員の皆さんから教えていただければありがたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 1番、浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） 最初私も言いましたように、また町長も御存じのように、まさに多種多様な職場で、人手不足というのが生じておまして、また、町長も以前から若者定住という点では、何度も私どもも聞いております。

ですから、もうそろそろ単なる定住促進とか、そういう言葉でなくて、こういうことをやってるんだというようなことを聞きたいなと思って、今日質問したわけです。

例えば、各種運送業においては、将来、これは農業関係ですけども、サトウキビの運搬が危ぶまれています。

現在のドライバーの方々は、60代以上が大勢です。

それが10年後には70代、80代近くになってしまいまして、なかなか若い人たちが、大型免許を取りたがらないそうです。

その原因は何なのかというのを、そこは別に構いませんけども、そういったこととか、あるいは、福祉介護関係でも、いろんな介護関係の中でも、人材不足というようなものを時々耳にします。

やはりそういったところにも、所得の関係が出てくるのか、そういったものも一つ私ども、いま一つわからない点も多いんですけども、そういったところ、町長なんかはどのように考えているのか、すみませんが、町長の考えをここあたりで聞かせていただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 質問の意味がちょっと、私の考えを問われても答えられないようなので、もう少し具体的にお願いします。

○議長（徳永留夫君） 1 番浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） まず、先に言った各種運送業ですけども、そこに若者がなかなか生まれないというところをまずお尋ねしたいと思います。
どのように考えているか。

○議長（徳永留夫君） はい町長。

○町長（田淵川寿広君） 運送業というものは一つの民間事業主体でやられていることですので、私が今ここで言及することは出来ないのかなと思います。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） それでは、福祉介護関係での人材不足というのはどのようにお考えですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 福祉介護関係につきましては事業者と会合を持つ、いろいろな、ちょっと今ここ手元に資料ございません。そういった中でありますので、何回も以前からそういったことについては御質問がございますように、しっかり、行政としても、サポートできるところはサポートさせていただいているところです。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） どうも私が望むような答えがいただけないのは、私の質問のせいなのでしょうけども、やはり最初に帰りますと、各種運送業は将来的に、中種子の第一次産業である農業を担う運搬というものは非常に今では危惧されているような現状というのは、町長も御存じだろうと思うんですけども、そこに将来的な不安というものは、私どもは当然持っております。

若い人たちだけがこの仕事にというのを望むわけではないんですけども、若い人たちがどうしてここに集まらないのかなというのが非常に私は普段から思っておりまして、そういったところには町長は考えていないものかなというふうにするわけですけども、再度、もう一度お答えをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 要は浦邊議員がおっしゃりたいことを、勝手に整理をさせていただきますと、農業に従事する、大型車であったり何とかなの運転免許を取る費用を町が出す気はないのかというようなことですか。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） そこまでは考えてなかったんですけども、いずれはそういうことを言うことになるかもしれないとは思っておりました。といいますのはやはり、免許取得は何かすごい高額だそうでした、そこに若者が集まらないのかというのも、それも全然はつきりとした考え聞いておりませんが、これは単なる予想です。想像です。

ですから、そこに補助なんてことはとても言えないんですけども、やはりそういういったところに、町が何か手助け出来ないものかなというふうな考えは当然持っております。

ほかに、今やはりさっきの介護福祉関係でも、私のおやじも、お袋もそういう面で非常にお世話になっております。

その方々を見てみますと、とても私なんかには出来ない。非常にすごい仕事をされております。

そういった人たちに残念ながら、20代はもちろんのこと、30代も見受けられません。そこも将来的に非常に不安じゃないかというふうに考えてるわけです。

こういったところでも1つ、その資格というのは、簡単に取れるものかどうかというのは私はわかりませんが、そういった点で、いろんな人材育成という面でも、町は、考えていくべきじゃないかというふうに一応思っている質問でございました。

確かに、私も最初少し質問を失敗してしまいましたので、ここですいませんが、私も一応対策の案というものを持ってるんですけども、聞いてもらえますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ぜひ、議員の意見もお伺いしていきたく思いますし、いろんな対策には予算も絡むと思います。原資をどのように計画をされているのか、規模であったりとか、いろんなことまで含めて教えていただければありがたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） 町長が言われましたように、若年層の流出というのは激しいところがありまして、雇用する機会もなかなかありませんし、当然所得の増というところには、とてもほど遠いと思います。

そういうところで、いろんな面で、1つ2つの対策でなくて、たくさんの対策をもって、例えば、年に1人2人、出るような対策でなくて、もう少し100人も200人もとても言えませんが、言葉ですけども、10人程度はせめて出るような、そんな対策を組んでもらいたいというふうに一応思っているわけです。

そんな中で、私は当然農業ですから、農業関係で考えてみたんですけども、かつて、県の職員でしたか、集落営農というのを推進しておりました。

その当時、私どもには、その壁というものはとても困難に感じまして、取りつくような考えを持っておりませんで、そのとき、我が中種子町でも、たしか2つほど集落営農組織が出来たと思うんですけども、その後、なかなかうまくいってないような感じも見受けられます。

ですから、もうここに来てやはり、言わば高齢社会の中で、若者を呼び込むためには、私みたいな高齢者の考えじゃなくて、若い人が持つ考えを取り入れるべきだと考えまして、集団的な営農というものを取り入れるべきじゃないかというふうに一応思っております。

それは、1校区とか各集落を超えた、地域を超えた集落への集団的営農というの、考えてみたらどうかなというふうに一応思ってるわけです。

それは一応の、取りあえずの案でして、それから、もう1つはやはり先ほどもう何回も出ますけども、各種運送業の中に若者を取り組むために、どうやったらその免許に興味を持ってくれるか。

そこを考えたときに、補助もとは思っておりませんでしたけども、そういう機械の免許の教室とか、そういったものを開いたらどうかというふうなことを一応考えてただけでして、そういったなかなか簡単といいますか、案ではないんですけど、これに対する町長の考えを一応聞いてみたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） とても重要なすごくいいアイデアだと思います。

議員も当然御存じだと思うんですが、農業次世代人材投資事業というのがありまして、青年の就農意欲の喚起と就農者の増加を図るための補助なども、もうやっております。

また、新規就農者等研修事業ということで、議員が農業とおっしゃいましたので、農業に特化して今説明をしておりますけども、農業の担い手育成を図るために、種子島農業公社で働いてもらって、町内外から、将来町内で、中種子町で農業経営を希望する農業を研修したいという人たちを受入れて2年間研修を実施するというのもございますが、これに関しても、ここ数年は応募がない状態でございます。

策としては、しっかり準備は整えているものも多々ございます。

ほかにも様々な事業をやっておりますが、なかなか一足飛びにいかない部分もあり、そしてまた今おっしゃった校区を越えてですか。

その集落で、そういったやっぱり、我々が何か始めた今、すいません資料は手元にないので、昔の集落でのいろいろな維持補修をする。

多面的交付金制度とか、そういったものを活用しながら、そういうちょっと広げていってもらおうとか、そういったことを我々が呼びかけて、農業者の皆さんに対応してもらおうっていうのは可能なことかなと思いますし、その経費的にはそんなにかかるものでもない要素もあるのかなというふうに、今思ったとこ

ろでした。

運転免許っていうのはやはり、昔は、我々が若いときは車か単車っていうものしかなかったので、それに興味がいったんですが、今はもう、趣味や、そういったものが非常に多様化しておりますので、車の運転すら上手に出来ない若者というのは結構おります。

そういったところで考えますと、若者を増やそうと言ったって、今議員がおっしゃるように、今生まれた子どもが運転できるようになるのは20年後ですから、それまでの間も、またそれから先も、少ない状況が続くんだろうなと思います。

逆に輸送自体を大型化していくとか、そういったことの対策を、国などもとっていくんだろうなというふうなことを考えておりますが、移住定住ということで、基本的にこの農業振興というものは人手不足がやはり大きな要因になるであろうというのは、就任当初から認識しておりまして、働きながら趣味を生かせるとなると、やっぱりサーフィンだったり、マリンスポーツで移住してくる人たちで農業に今携わってる人が非常に多ございますので、これが一つの大きな手だての一つなんじゃないのかなということで、そういったところにも取り組んできたりもしてるところでございしますが、既に昨年末で、たばこ農家の皆さんが、何人か中種子町でも、たばこ生産をやめて、普通作に切替えたりとかしているところではございますが、このたばこをつくる方々も結構サーファーの方もいらっしゃって、相当な売上げを上げております。

そういったことを、何かヒントとしてとらえるところも必要なのかなあというふうに、最近は思うところです。

車の運転免許をどうとらえるかっていうのもちょっとこれは、私が言及するものがあるかどうかというのも含めて何かいいアイデアがあれば、また教えていただければと思いますし、我々職員も若い職員もおりますので、職員達がどういうイメージを持っているのかというようなことが、ちょっと話も聞いたりしながら、頭のどこかに議員の提案を入れておいて、何かこれから先も考えていきたいというふうに感じたところです。

ありがとうございます。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） しつこいようですが、さらにもお願いするところで、やはり農業関係に戻ってしまいますけども、現在の経営耕地面積2,100数十町歩でして、1 戸当たり3ヘクタール程度になります。

これが将来的にはその倍、3 倍ぐらいにどんどんなっていくような気がいたします。

それは当然、そうなったという数字が出ても、それをこなすことは当然、今の段階では出来ないわけでして、これに対する対策というものは非常に先ほど言いました、集団的な営農。

U・I ターン者をどんどん取り入れて、若い人たちが農業に目を向けてくれるような、そんな営農体制っていうのが出来たらなというふうに一応思ってお

りますんで、ぜひともこの点は、さらに考えてほしいと思います。

そしてまたしつこいようですが、その免許の点は、無理とは言いませんけども、やはりこれも将来的には絶対必要なことでして、どうぞ諦めずに、町として何かありましたら、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに、一応思いまして、これに対する質問は終わらせていただきます。

次の質問を続けてよろしいでしょうか。

次に、今後の墓地対策ということです。

なかなか出しづらい質問事項でございましたけども、再火葬については、昨年4月より認められておりまして、島外への先祖の遺骨を持ち出すということは非常に容易になったわけですが、現在では、親戚方の努力、協力によりまして、それぞれのお墓が守られておりますけども、すぐ、これも将来的には、管理者不在となるお墓は大分増えてくるんじゃないかというふうに思います。

これに対して町長はどのような考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まずは、再火葬の件についてでございますが、多分議員、一生懸命勉強されたと思うんですが昨年度から認められたという今、御質問の中の、当初の文言でございますが、昨年度以前から再火葬というのは行っております。

ただ、火葬場の改修によりまして昨年度からは、新しい炉で、火葬の機能も上がりまして、遺骨がこれまでより小さく粉碎できるということで、小さい骨壺に入れて管理をする方が、増えてきているというような状況でございます。

管理者不在の墓地が多くなることが予想されるが、その対策というか、まず対策ではなく、多くなることを許されるかどうかということでございますので、そこは確かにあることだというふうに認識しております。

○議長（徳永留夫君） 1番浦邊和昭君。

○1番（浦邊和昭君） 再火葬という点では、私が一昨年より前にお伺いしたときには、そういうことはまだ出来ないというふうに、たしか私の記憶の中ではあるんですけども、この点はそれでもいいです。

ただ、いま町長のお答えに出してほしいのは、町営でどうのこうの、町でどうのこうのという言葉でなくて、将来ふえていく管理者不足のお墓に対しての対策というものをとるべきじゃないかなというふうに思っているんですけども、そこあたりのところ、いま1度お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 墓を管理する人、これが継承者がいなかったり、管理者が全くいない墓というのは無縁墓とも言うそうですが、この無縁墓は全国的にも増加をしております。

当然過疎化が進む地方ですが、都内の大規模な墓地でも、そういったものが多く存在し始めているようでございます。

この背景にはまず社会情勢の変化、少子高齢化により子どもが減って、墓を引き継ぐ人がいない家庭というものが増えてきているようでございます。

また、墓の継承者である本人が高齢になって、管理が出来ないというようなこともあるようでございます。

当然のことながら高齢になって施設に入所して、自分で動けない状態で墓の管理は出来ないわけで、したくても出来ないというような、つらい思いをされてる方も多くいらっしゃるのかなと思うところでございます。

また時代が変化するに伴って、やはり墓に対する考え方というのも、実際変化してきているのではないかなと思います。

特に若い世代を中心に、墓を守っていくというような意識というのは、薄れつつあるのではないのかなと、これは私勝手な思いですけど。

こうしたことから近年では将来、無縁墓になってしまう事態を避けるために、また子孫の負担を軽減させるために、墓じまいや永代供養墓へ改葬する家族が増加しているようでございます。

町内においても、少子高齢化などによりまして、今も管理者がいない無縁墓が議員おっしゃるように増えていくのではないかなということが予想されます。

過去３年間の改葬許可の申請状況を調べますと、令和元年度は75件、令和２年度が17件、令和３年度が45件となっており、改葬の理由としてはもう地元で管理ができる方がいないため、墓じまいをして島外で管理をするというような方が多いようでございます。

対策という観点から述べますと、以前公営での永代供養というようなイメージもしたところでございましたが、民間業者さんなどもいらっしゃいます。

また自治体が行う宗教上の問題などというものも課題として上がってくるものであると思います。

全国でも社会的問題になっていることから、その必要性、その対策を講じなくてはいけないというようなことは、非常に十分理解をしているところでございます。

町民からの強い要望等があれば、民間業者等への与える影響も踏まえ、また、他の自治体で行っている状況など十分に精査しながら、検討する必要があるというふうに考えますので、議員の皆様方もそういった公営でやられてるような自治体があれば、そういったところもぜひ視察等もしていただいたりとか、知恵とアイデアを我々にも御教示いただければありがたいと思いますので、これはもうやるやらないとかそういう問題ではなくて、やっぱり僕は勉強していかないといけないのかなというふうに思うところでございます。

そういうような、答弁となりますが、よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） １番、浦邊和昭君。

○１番（浦邊和昭君） 本当に無理な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

町長の言葉にもありましたように、そのような管理者不在の墓地がふえるということは、景観的にも決してよくないことですし、また、そこに眠られている方々も、生まれ育ったこの地に、ずっと本当は眠りたいというふうに一応思っていたはずです。

そんな方々のためにも、町営というのは無理な話ですから、その業者と検討しながら、永代供養とい、宗教を超えた集団型納骨堂というんですか、そういったものをぜひつくっていただき、島外からの方々が、数年に1度は来れるようなそんな体制があったらいいなというふうに思います。

そしてまたそれも静かにながらも、ふるさと納税にもつながっていくんじゃないかなというふうに考えます。

どうぞこの点、またさらに検討をよろしく願います、というところで、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） 次に3番、池山喜一郎君。

〔3番 池山喜一郎君 登壇〕

○3番（池山喜一郎君） おはようございます。

私は、先般の6月6日の農業新聞に、「和牛の子牛急落、コスト高が影」というようなことが農業新聞に載っておりまして、やはり、肥育農家が先行き不安により導入が鈍化している、というような情報を見まして、今後、子牛の安値が長続きしたら大変だなというふうに心配してるところでございます。

そういうような状況の中で私は、恒久化が見込まれる肥料、飼料等の価格の高騰への対応についてということで、通告を出していただきました。

国際的な、原材料及び流通コストの高騰や為替の円安進行に加え、ロシアのウクライナ進攻の影響で、肥料や飼料の価格高騰が恒久的な状況に見込まれることから、今後、主要作物の面積や家畜の飼養頭数の減少が危惧されます。

それに対峙するために、中種子町内で生産可能な堆肥や混合飼料等の生産への取組を進め、生産コストの低減を図り、農畜産業の継続した振興ができる体制を確立する必要があるんじゃないかというふうに思います。

町長の答弁をお願いいたしたいと思います。

あとについては、質問席のほうでさせていただきたいと思います。

よろしく願います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 農家の皆さんが、大変心配をなさっていることであるというふうに思います。

現実的には、農業のみならず、他産業にも大きな影響を与えているのが今の世界情勢ではないかと思います。

そういったところで日本の経済が打撃を受けないようにするために、懸命に国も対策をとっていくものであり、これに関しては、町内でもそれに準じた、町内での様々な物の生産であったりとか、そういったことを含めて私は前向きに検討していく必要性が大いにあるというふうな認識で考えておるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 町長の関心を示していただいてありがたいと思いますが、あえてこの肥料、飼料の高騰につきましても、国が提唱している食料安全保障の観点からも、大きな障壁となっている状況でございます。

国が緊急対策として、配合飼料価格安定制度の補填基金の積み増しを435億円程度しております。

ですが、今の高騰では十分でなく、本年第1四半期以降の安定した補填は見込めない状況というふうに言われております。

また、肥料では輸入元への多角化支援を打ち出しておりますけども、実需農家への補填する制度がない状況でもあります。

そういうところを踏まえて進めていきたいと思いますが、実際農家は、増額した生産コストを直接販売価格に転嫁出来ないということから、農家経営に大きな負担となっている、また、なっていくこととなります。

そういうことを踏まえながら、本町の基幹作物サトウキビは、多収性品種、はるのおうぎの普及拡大により、サトウキビ作の再建を目指しております。その最中です。

また、和牛についても、子牛競り市の毎月開催を目指して、増頭運動に励んでいるところでもございます。

そういうことで、具体的に、先ほども言いましたように対策を早めに打って、そういう機運があるうちに、農家を支援していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、町長よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長答弁出来ますか。

○町長（田淵川寿広君） 議員もまた8日付けの農業新聞はもう当然御存じだと思うので、参考までに聞いていただいているんですが、骨太方針として閣議決定がなされました。

これに関しては、何らかの予算編成であったり、政策の指針となります骨太方針ということで、閣議決定ということで、食糧というものを、外交と経済、エネルギー、それと並ぶ4本柱の1つに位置づけをして、肥料高騰の対策検討であったり、国産飼料や米粉などの生産拡大を図ると明記しております。

食料の安定供給に向けた総合対策の構築を盛り込んだところで、参院選後も、秋に見込まれる経済対策の裏づけとなる補正予算での対応が、これから期待されるというところで、これに関しましては私どもも、もう既に肥料高騰であったり、そういったことはもう十分わかっておりましたので、当然そういったものの方向にも我々もしっかり要請活動していきますのでというような話もしたりしたところでしたので、そこは国のほうでの対策、日本全体の問題でありますので、それはしっかり対策をしていただくような方向で、お願いをし、閣議決定をしていただいておりますので、臨時国会でしっかり検討していただく。

また、日本の農家のために、この食料安全保障のために、国も動いていただくというようなところで、お願いは続けていきます。

あと、畜産なんですけど、肥育農家さんも大変御苦労されています。

子牛の競り値が大分下がりました、生産農家さんも大変苦しい状況もあるう

かと思えます。

しかし、コロナが収まる状況が見込まれる中で、楽観は出来ないんですが、国はG o T oトラベルなどの再稼働をしようというような方向で動いています。

海外、アメリカとかそういったところのツアー客であれば、2万人までですかね、受け入れるとかいうような方向で今、観光にも徐々に力を入れ始めています。

そうすると当然外食も増えてきますし、これから先、輸出も増えてくるという観点から、子牛の生産が止まってしまうと、肥育も含めて1年後2年後肉がないということになるっていうのは、国として大変なことになるわけで、子牛の生産農家の皆さんも含め、肥育農家も含め、この日本の農業のうちの大きな産業である畜産はしっかり手を入れていくというようなことをお伺いしておりますので、議員がおっしゃるような危惧するようなところも含めて私としても、町民の声ということで、しっかり国会議員の先生方をお願いをして、届けていきたいというふうに思っております。

あと、いろんな施設とか整備とかそういった部分に関しても、もう既に検討して準備を進めております。

それがいつまでにできるか、どうなったんですかって言われても、なかなかそれは各省庁との協議であったり、いろんな事業者との協議であったりしますし、そこはなかなか、その時々で説明が出来ない部分もあるかと思いますが、堆肥の問題であったり、育苗施設の問題であったり、そういったものを地元で対応できる、そしてなおかつ効果的に運用ができるというシステムづくりというのはもうすでに着手しております。

そういった点ではまたしっかりその方向性が見えたり、計画なりがしっかり整う段階で、皆様には説明ができるものではないかなというふうに考えておりますので、そこら辺含めて、対策は何もとってないのじゃないかという、議員の我々に対する不安が今日の御質問になったのかと思えます。

そこら辺は御安心いただければと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） この肥料、飼料の高騰については国も相当お金を対策費として打っているわけですが、恒久的な対策を持つように、緊急対策では抜本的な対応にならないというふうに思っておりますので、要請等も、自給率を高めるとかですね、そういうようなところを陳情もしたりして、そういう仕組みづくりをしていただきたいというふうに思います。

また末端農家においては、堆肥を活用した土づくりにより減肥栽培とか、肥料を節約する栽培等ですね。

行政並びに技連会等も通じて、農家指導も徹底して、できるだけコストを低くするよう、御指導をお願いしたいというふうに思います。

また飼料についても、無駄のない飼料の使い方とかありますので、ねずみに

やられないとか、濡らさないとか、いろいろ対策があろうかと思います。

そういうような形で、肥料飼料の節約にも指導を行っていただきたいと思います。

それから最後に町長が今、堆肥センターの問題、育苗センターの問題進めますよ、ということを申し上げましたが、私はこのことを町民に聞かせたくて、質問をしたことでありまして、着実に進めてますよということでもありますので、今後とも、施設の設置、そして効率的な運用が早急にできるように、そういう体制づくりを進めていただきたいというふうに思います。

私はこの件について、1件のみの質問でありましたので、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君）　ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね13時15分からとします。

-----○-----

休憩　午前11時55分

再開　午後 1 時06分

-----○-----

○議長（徳永留夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、2番、橋口渉君。

〔2番　橋口渉君　登壇〕

○2番（橋口渉君）　お疲れさまでございます。

昼食も済まれました、若干まぶたが閉じやすいかなという時間帯になりましたが、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思います。

令和4年度もスタートしまして2か月が経過し、新入学生、そしてまた新社会人も新たな生活に慣れてきている時期ではないでしょうか。

しかし、いまだに収束されていない新型コロナウイルス感染、今後も気を緩めず、感染症対策に取り組んでいただきたいと思います。

まだ、この感染症に対しましては、まだまだ終息も見えない大きな問題。

そしてまた、感染リスクの高い高齢者、または、最近では10歳前後、または若年者の感染者が増加傾向にあります。

コロナ感染対策につきましては、これからも十分と注意をしていかなければいけないと思います。町民みんなで取り組んでまいりたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

特別障害者等介護者手当につきまして質問をいたします。

特別障害者等介護者手当について、特別障害者等介護者手当の対象者は、条例2条にうたわれておりますが、特別障害者手当を受給している方、また、障害児福祉手当を受給されている方、介護保険法第8条各項に定めるサービスをいずれも利用していない要介護者、3、4、5の介護者に特別障害者等介護者手当が、福祉の増進を図ることを目的に支給されていますが、要介護者3以上、

特別障害者手当、障害児福祉手当の要件を満たしている介護者に要件別に、現在何名の方が支給対象となっているか、お伺いをいたします。

これから先の質問は質問席にて行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 橋口議員の質問にお答えしたいと思います。

橋口議員のほうも、施設関係の仕事をなさっていらっしゃると思いますので、説明するに値するかどうかかわからないところでございますが、簡単に説明をさせていただきますが、特別障害者等介護者手当支給条例につきましては、平成3年にねたきり老人等介護手当支給条例として施行がされておるところでございます。

条例を制定した平成3年は、まだ介護保険制度が始まる前でございます、在宅でのサービスは要望に対して十分な提供体制が出来ていなかったことから、日常的に介護を必要とする方を介護している者に対して支給するため、福祉のまちとして、本町独自の条例として制定したものでございます。

条例制定当時の支給対象者人数というものはちょっとつかみきれませんが、平成12年に介護保険制度が開始されて以降、各介護サービスの充実とともに支給対象者は減少していると思われま。

各介護サービスの充実とともに、支給対象者は減少していると思われま。

その後、直近では令和2年3月にねたきりの状態である、という支給要件部分を介護保険法に定める認定基準を支給要件に改正しております。

第2条の対象要件、議員御存じだと思うんですけど、再度説明させていただきますと、まず、介護保険法第8条各項に定めるサービス、訪問、通所をいずれも利用していない要介護3以上の者。

次に、特別障がい者手当を受給する者、そして障がい児福祉手当を受給する者の3つの要件のいずれかを満たす者で、介護する家族などを対象としているところでございます。

また、第4条の支給の制限では、各施設などに入所されているときは手当を支給しない、というふうになっているところでございます。

手当の額につきましては、介護者1人につき月額5,000円を支給すると定めているところでございます。

要件別の支給実績につきましては、平成30年度から令和3年度までの4年間では、要介護者3以上の支給該当者はおりません。

特別障がい者手当を受給する方は、平成30年度1名、令和元年度も1名、2年度は3名、3年度が2名となっているところでございます。

障がい児福祉手当を受給する方は、平成30年度2名、令和元年度は3名、2年度は7名、3年度が8名となっているところでございます。

概略、今のような説明で御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君）　ありがとうございました。

ただいま町長のほうから、人員等につきましてはございました。

要介護者は、私も調べたところなんです、3の3月の在宅サービスを利用されていた方々がですね、介護3の方が68名、4の方が125名、5が75名となっております。

計、3から5の方268名の方が、4月の請求分ですので3月利用の在宅居宅サービスの利用をされていると思われます。

そういったことで268名の方がサービスを受けているのに対し、介護者手当てというのがゼロというのは、とても寂しく感じます。

そういったのを管理していただきたいものだと思います。

それでは次の質問に入りますが、ただいまの介護者手当ての関連でございます。

令和2年4月より施行されました支給対象の条件ですが、ただいまありました要介護3以上、3から5の対象者で、介護保険法第8条各項に定めるサービスをいずれも利用していない要介護者と定められております。

先ほど町長からも説明をいただきましたこの介護保険法第8条は、居宅サービス、いわゆる訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売などは、介護保険法の第8条にうたわれております。

今申し上げました、いずれのサービスも3以上の方々が利用されていないというのが条件となっているようでございます。

この件につきまして、とても介護手当を受給するのは条件的にも厳しいものがあるんじゃないかなと私的には思いますけども町長いかがでしょうか。

○議長（徳永留夫君）　町長。

○町長（田淵川寿広君）　介護保険制度の在り方、根本的な考え方っていうことを当然には御存じだと思いますので、そこら辺を鑑み、該当しない人、もしくは何らかの条件があって受給出来ない人たちの家族とかいう場合は、そういう手当を支給しましょうっていう、町独自の条例をつくって、対応しているところというのは御理解いただけたと思うんですが、その幅を広げるという意味だと、おっしゃる意味はそういうことだと思うんですが、結局そこに行くまでの様々なサービスを受けること自体で、大変な、そこは、利用してもらうための国のお金もあったりそういった介護保険適用にするものっていうのがいっぱいあるわけございまして、その必然的にそれは入所してる、例えばサービスを受給してるから、介護手当をもらえないからどうにかしろ、というふうに受け止めていいですか。

○議長（徳永留夫君）　2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君）　これからの質問をちょっとしたいと思ったんですけども、入居されてる方、いわゆる先ほど申し上げました8条の中にもありますが、短期利用者生活介護に関しましては、一応通常ショートステイサービスと言いますけども、この件に関しましては在宅での介護というのはなされており

ませんので、こういったのを省いた、この条件の中で訪問通所系、いわゆる訪問、ホームヘルパー、またデイサービスセンター、あと通所のリハビリとかそういった訪問通所系を利用されている方、そしてまた福祉用具の貸与、ベットの借りてるとか、歩行補助用具借りてるとか、そういった方々も、この対象の中に入っていますので、そういった方々を、または非課税の世帯の介護者を、この条件の中から除くってというのはどうかなというのを思うんですけども町長いかがでしょう。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 非課税世帯の介護者を除く、要は支給者の対象を広げるってことですよね。

それはもう今この場でどうこうということは言及できない部分もありますので、そこら辺は精査しないとわかりませんが、そこら辺については、当然うちの福祉環境課と事前協議をなされると思ってますので、そこら辺、協議した内容を御提示いただければと思います。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口 渉君） ひとつよろしくお願いします。

介護認定の申請を出される方は、介護サービスを受けるための申請をするわけでございます。

そういった中で介護の3、4、5の方々は、ある程度の重症化されているというふうなことでうたわれております。

また3月議会におきまして、池山議員のほうからもありましたが、老老介護等あります。

そういった方々へ月5,000円の介護手当の支給というのも考えられないかというのを見ます。

介護する方は、1日、24時間の介護になります。

そういったのを考えたときに、訪問通所系のサービスを利用されたとしても、1日長くても7時間から8時間のサービス量でしかありません。

それ以外は、自宅での介護というようなことになりますので、そういったのも管理していただきまして、少しでも何らかの形で補助していただきまして、介護の軽減というのをフォローしていただければと思いますので、そういったのも考えていただきましてひとつ今後にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

令和元年の6月議会におきまして、介護支援専門員の減少についてであります、6月議会におきまして町長の答弁では、「種子島地区介護支援専門員協議会の研修などを通じて改善事項の検討協議を可能か」とのことでしたが、それ以降にどのような検討がなされたか、町長にお伺いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この事業所さんであつたりとか、支援専門員を抱えている人たちで構成する種子島地区介護支援専門員協議会というのがあります。

そういった中で改善事項の検討協議などを伺うことも可能ではないでしょうかという答弁でございまして、私はここでの発言というかそれはございませんので、検討しますと言った記憶はございません。

なので、どのような検討協議がなされてきたかという質問には、お答え出来ません。

申し訳ないです。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口 渉君。

○2 番（橋口 渉君） それではそういったことで承りたいと思いますが、町長にそれだけ現状を、次の質問と関連ですけれども、中種子町の居宅介護支援センターの現状を若干説明させていただきたいと思うんですけれども、当時、令和元年の6月には、町内には5ヶ所の居宅介護支援専門員事業所がありました。

現在は、1か所だけ廃止されております。

それで6月1日現在で、まだ休止にはなっておりませんが稼働がされておられません、と伺っております。ケアマネジャーがいないというふうな現状のようでございます。

現在、中種子町内では、3事業所に1名ずつの3名のケアマネジャーで町内のケアプランを作成しているというふうな形で取り組んでおります。

そういったことで前回の質問の中にありましたが、町長の答弁で事業所の努力が必要と私としては受け止めましたけれども、昨年、中種子町におきましても、防災無線、あるいはホームページ等でも介護支援専門員の募集をされていた記憶がございます。

その折に、募集に対して何名の方々が応募がありましたか町長。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 応募者はおりませんでした。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口 渉君。

○2 番（橋口 渉君） そういった状況で事業所としても、あらゆるところで募集をかけているんですけれども、なかなかケアマネジャーが応募するというのがとても厳しい現状のようでございます。

そういった折に、今後こういったのが考えられますと、中種子町としても居宅介護支援事業所がなくなっていくんじゃないかな、というのが懸念される昨今でございますけれども、そういったのを考えたときに今後、保険者である中種子町としましても、各事業所、いわゆる中種子町内にあります事業者の方々を集めていただきまして指導じゃありませんが、共に話し合いをして、今後どのような形で町がしていったらいいのかという話し合いというのは、今後出来ないものか。

町長、お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この介護支援専門員の減少、例えばその介護支援専門員、ケアマネジャーが不在ということで、閉所せざるを得ない事業所があ

るというような現実上も賜っております。

現状としては4か所稼働で4名の方が動いている。

この介護支援専門員の資格を有している方については、令和元年度36名いたようです。

その後新たに資格を有した方もいらっしゃるんですが、その業務から離れて、他の業種に勤務される方等もありますので実際の現場で携わる方については、相当減少しているのではないかと思います。

この行政が事業所等を集めて何らかの方策を検討する会議を開く必要があるのではないかっていう、橋口議員の質問ですが、現時点では、前回の答弁でも申し上げましたが、その人員確保は、事業所がやらなければいけないというようなニュアンスの発言をしたつもりはないです。

事業所も、行政と連携をとりながら、そういったことにも取り組んでいくべきではないかっていう話をしましたので、橋口議員の説明は、もう勝手に事業所でやってくださいという言い方に聞こえたので、そこはちょっと修正をさせておいてください。

種子島地区介護支援専門員協議会の中において、種子島支部介護支援専門員に登録されている方と介護支援専門指導者の会員で組織されているわけでございますので、会員には町の包括支援センターの職員もなっております。

また橋口議員も、協議会の会員となっておられると聞いておりますので、そういった協議会の中でも議論をしていただくことはとても大事なことだと思います。

そんな中でそういう協議がなされたことはないのか、なされたとしたらどういう意見が出てきたのか、現時点でお分かりであればご教示いただければ、またその対応とかも考えていく必要性があると思います。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口 渉君） 今町長のほうからも言われましたけども私も一応その会員の中に入っておりますが、そういったのはまだ1度もなされたことはありません。

そういったことで先ほど町のほうからも、介護支援専門員の募集等されたんですがゼロというふうなことでございます。

そういった形で各事業所のほうもいろいろと工夫を凝らしながら募集をかけているんですけどもなかなか募集の対象者が出てこないということで、先ほど町長は、4事業者ということでしたが、現在、稼働してるのが私の聞いてるところは3事業所ですね、というようなことで令和元年からしますと2事業所減というふうなことでなっております。

この3事業所の中でも、ケアマネジャーの方々が、60歳以上、1事業所が若干若年者、若年者というふうな失礼ですけども、その以下というふうなことを伺っております。

そういったのを考えたときに、ここ2、3年、3、4年しますと、新しい方が入ってこないと、中種子町内には、居宅介護支援事業所の存在があるのかな

という不安感も持っております。

そういったのを考えたときに、行政としましては、保険者また指導保険者であります、行政としまして、何らかの方策というのはとれないものかなというのを、お伺いしているところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 人が減ってきているというのもあります。

そしてまた介護される側の人数が増えてきているっていうこともあろうかと思えます。

介護支援員の人たち、支援専門員の人たちが抱える業務量の問題であったり、仕事の中身自体が、やはり1人の負担というのが大きような業務上の非常に苦しい部分あろうかというなことも考えたりします。

確におっしゃるように、もうそういう専門員の方がいない、募集をしてもこないというような状況です。

ただ行政の立場としても、じゃあこないからもうやめたっちゃうのは言えないことですので、これは引き続きそういった行政は行政のほうで募集をかけたり、そういったことはしていくべきだというふうに思っておりますし、介護専門員のみならず、医師を含めた医療従事者、看護師、大変コロナの中で、この介護施設関係であったり高齢者の方と接する方っていうのは非常に気を使って、大変な業務をこなしていただいている状況ではないかと思えます。

ですので、町としても、今度これから先5年10年後のことを見据えながらの福祉関係に関する技術、技能資格を持った人の育成というのは、避けては通れないとても大事な要素であると思っておりますので、そこら辺は、種子島地区介護支援専門員協議会にも、議員が委員としていらっしゃるわけですので、ぜひとも、我々もそこにただただ、そういう協議が出来てるからそこでやりなさいというだけではなく、行政サイドでもできることはやりますし、議員もその辺りをしっかりいろんなことを、事業者間同士の話というところで我々が余り突っ込んでいけないということも理解した上で、統一した方向性の対策の検討、また行政に何らかの対応を求めることがあれば、そういったこと、具体的なことというのは、そういう専門員の協議会で出てくるのがやはり1番説得力のある施策につながっていくのかなと思えます。

議員が今後も地区の介護支援専門員協議会に在籍するのであれば、そういったところも含めて、その会の中で、十分議論し、また方向性がある程度見えてきそうであれば、我々のほうにも、その方向性を御教示いただければなと思えます。

いかんせんこの人手不足というのはどの業界、先ほど浦邊議員からの質問もございましたが、農業だけに限らず、全ての業種において、人手不足、担い手不足、今危機感を持って対策をとっていかないといけない部分であるということとは十分認識しておるつもりですし、福祉のまちということからも、そういったところも含めて、我々だけが走るわけではなく、議員さんからも、具体的な

原資がどこから持ち出すのかということも含めた提案、そういったところまで、お願いできればと思いますので、ここはやはり、行政と議会が一緒になって取り組んでいく大きな問題だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口 渉君） 私は、種子島地区介護支援専門員協議会の中でというようにことですが、私個人としましては、種子島地区介護支援専門員協議会は1市2町で行われている協議会です。

私は町内の中で今まで5事業所ありました、この介護支援専門員の皆さん方とともに話し合う場、そういったのを行政から盛り上げていただきまして、何が問題なのかというのは今後やってもらってそしてその中で、中種子町内の方々が、西之表、南種子のほうにも出向いている現状でもあります。

そういったのは町内の中での、あとケアマネージャーの皆さん方と一緒に話し合いをする場を設けていただけないか。

そういった形で町のほうにお願いしたいと思いますが町長いかがですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 包括支援センターから職員もこの会議に出ておりますので、中種子町内での会議というのは開催可能かと思いますので、措置をしていきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口 渉君） そういったことでひとつ前向きによろしくお願ひしたいと思います。

今後、介護支援専門員の減少というのは、これから先も非常に危惧される問題でございます。

そしてまた通告書にありませんので、聞くところによりますと、訪問入浴のほうも現在、職員不足ということで休止状態になっているような状況のようでございます。

そういったのを考えたときに、町民の方々が利用したくても利用出来ないというふうな、サービスの中身も出てくるんじゃないかと思いますが、そういったことも今後考えていただきながら、質問は終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） 次に、5番、永瀆一則君。

〔5番 永瀆一則君 登壇〕

○5番（永瀆一則君） お疲れ様でございます。

連鎖反応でありますでしょうか。下田議員と同様、この場に何回上がっても緊張するものでございます。

早速ですが、今回私は、中種子町の観光について質問をさせていただきます。

観光とは、広辞苑によりますと、「一般的には日常生活では見ることのできない風景や風俗、習慣などを見て回る旅を意味したが、旅行の安全性や快適

性が進むにつれて、遊覧や保養のための旅行など、楽しむための旅全般を指す言葉として広く使用されていくようになりました」とあります。

私は、かつて寂しい思いをした経験がございます、といいますのは、10数年ぶりに里帰りした友人に、中種子町は全くと言っていいほど、かわり映えがしない、と言われました。

種子島に初めて来た妻子に自慢するところが何ひとつない、と愚痴をこぼされました。

これは大変残念なことであります。

結局、南種子町のロケット基地を見て、広大さと美しさに感動して帰りましたが、私にとっては、唯一せめてもの救いでありました。

そこで中種子町では、各種ツーリズムや県内屈指のすばらしい運動公園もあり、合宿の誘致あるいは体力づくりなど、交流人口にも一役買っているわけですが、そのほかに、せめて何か一つでも、見て感動し、遊んで楽しいと思わせるような拠点づくりが必要なのではないかというふうに私は思います。

町長は、今年度の施政方針で、賑わいの創出や観光・交流人口の増大を目指す、と力強く述べられています。

具体的には、どのような構想をお持ちか伺います。

あとは質問席から伺わせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 南種子町はロケット基地があります。中種子町は何もない。変わり映えはしない。友人知人の方ですか、そういった方も、中にはいらっしゃいます。

ただ、この中種子の磯であったり、タケノコが生えてる山であったり、そういったところをすごく喜んでくれる、全く種子島に縁のない人たちもたくさんいらっしゃいます。

ですので私は、議員がおっしゃるように、何もなくて変わり映えがしない町で残念でたまらないという言葉は、思ったことはありません。

すごくいい町だと、住みやすい、周りの環境も、人間関係も優しい、本当に住みやすいまちだというふうに自分は思うところです。

観光で見えた方も、1番近い浜はどこかというので中山海岸に連れていきます。

波打ち際で足を潮水に濡らしながらこんなきれいな場所はないねと、あそこに見えるのは何ですかと言うから、あれはロケット基地ですよ、といいますと、こっから打ち上げが見れるんですか、というようなことをおっしゃるので、この浜からでもいいですしこの堤防の先に乗るともっとよく見えますよ、といいますと、すごいなあ、ロケットが打ち上がる時ここから見てみたいなあというようなことも言って帰られる全く種子島に縁のない人も結構いらっしゃいます。

なので私は、中種子町は何もなく観光資源にも乏しい町だなどとは一切思っておりませんし、そういう意味で、施政方針においても、賑わいの創出であっ

たり、観光・交流人口の増大を目指す、というようなことを述べさせていただいているところでございます。

3月定例会での施政方針において、基幹産業である農林水産業と商工業などの産業振興による町の賑わいの創出であったり、観光・交流人口の増大を目指して、町民生活に必要な道路や公共施設の整備、本町に生まれ育つ子どもたちの輝く将来のための教育、全ての町民の文化、スポーツ活動などによる、豊かな心と健全な体の育成、さらに保健、福祉、医療、介護の分野においては、ますます顕著になる少子高齢化、老老介護と言われる状況を改善して、満足できる生活を目指した施策などを計画的に推進してまいりたいというふうに述べさせていただいております。

島外の人もしくは町外、島外、県外の方から見たときに、先ほど来質問のある福祉、介護の分野であったり、教育の分野、それから、農業の分野、こういったところでは、当然議員の皆様方は、もっともっと上目指せという意味で質問していただいているものと思います。

ただ、本当にこれまでの先人の力もあって、満点ではないけども、本当にいろいろなところを考えて、町政を動かしてきたんだらうなというようなところを感じる部分が多くあります。

議員の皆さんと職員と町民のためにという思いで、見えないところで本当に頑張っている議員の皆さんそしてまた、職員もおります。

そういったことを考えますと、私も町政を預かる身として、議員さんの意見を聞きながら、これをどう少ない予算でどう効果的に進めていけばいいのかというところで、非常に有意義な苦しみを感じているところでございます。

なかなか一足飛びにいかない部分もありますが、産業振興はもとよりあらゆる分野において、町民の福祉の増進を含め、そういったものが図られる施策を総合的に展開していかななくてはならない、そして、住民サービスを向上させていかなければならない。

本町で暮らしていくことの満足度、そして幸福感、これが町民個々の豊かな暮らしの実現、まちの賑わいにつながるのではないかなというふうに考えております。

そういう説明してもなかなか、具体的に、賑わいの創出や観光・交流人口増大とは具体的にどうするの、という多分永瀆議員の質問ではないかなと思いますので、わかりやすく言いますと、これまで中止をしておりました夏祭りであったり、町民体育祭、農林漁業祭など、町民が楽しむ場、そしてまた相互に交流する場、そういったものが、町外の方にとっても魅力的な貴重な資源になり得るものではないかなと思います。

それは、さきに述べたように農林水産業も福祉も教育も行政の施策展開だけではなく、そこに関わる全ての人たちと一体となって賑わい創出を進めていきたいというふうな思いからの言葉でございます。

そういう中で、観光の面においては、本町の自然や農村の景観、歴史文化などの地域資源を生かして、今ある素材を十分に利用して、観光及び交流人口の

増加を図ることを目的として、令和３年度から鹿児島県の地域振興推進事業を使って、国の指定文化財「古市家住宅」の駐車場、遊歩道、木柵などを整備して、観光地としての魅力アップに取組、古市家住宅の観光客の流れを生み出すため、坂井公園魅力向上整備事業を進めております。

また、こういうハード整備は、年度年度ごとに様々な場所を整備していく必要があるというふうに考えております。

また本町の自然環境であったり、農林水産業の特性を生かしたグリーン・ツーリズムなども農業等の体験型観光を推進するとともに、都市住民との交流を図る。

そして総合運動公園を活用したスポーツ合宿への誘致活動、また宿泊費の助成などを行いながら、交流人口の拡大という点では、そういったところも十分に図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

種子島観光協会や１市２町と連携した広域的な取組も重要でございまして、種子島の自然を生かした観光振興や都市部から地方へ移住しようとする地方回帰の潮流が高まっていることから、移住・交流人口に加え、地域と多様に関わる人々にも着目した観光振興も図る必要があるのではないかなというふうに考えております。

また本町で事業を展開している民間事業者が主催となった元サッカー日本代表選手を招いて10月に開催される種子島サッカーフェスティバルの計画などもございます。

さらに11月には、種子島こりーなにてバレエ・シアター公演の開催を目指し、準備が進められているところでございます。

このような取組を進めながら、中種子町の魅力を１人でも多くの方々に感じていただき、中種子町のファンをふやし、また訪れたくなるようなまちづくりを我々行政だけでは、推し進めることは出来ませんので、議員の皆様、町民の皆様のおもてなしの心とともに進めていただければなというふうに考えております。

このコロナ禍で、なかなか観光という雰囲気にはなれない状況ではございましたが、若干の感染者数がありながらも、徐々に徐々に国のほうも、ＧｏＴｏトラベルの再開などというようなことも検討しているようなことも伺っております。

その時期を見計らいながら、しっかり観光に関しては、種子島への誘客、本町への誘客というものは、それぞれの事業の中で、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君）　５番、永瀆一則君。

○５番（永瀆一則君）　町長、私は、よそからの観光客をターゲットとした観光の目玉になる拠点をあるいは道の駅、あるいは、そういうふうなものを出来ないかと私は聞いているわけでして、もちろん、町長の中種子町の今の現状に十分集客はできるというふうに判断しているようですが、結局私なんかは、もし

観光にどこかいったとしても、飯も食えて温泉も入れて、そういうふうなところをやっぱり選びますよね。

ですから私もそういう意味で、よそからの観光客をターゲットとした拠点場所をどうか出来ないかと。

また、町長自体もそういうふうな発言をするかと思ったら、何か自分の感想だったように思います。

町長としては、現状維持でいくようなことを言っておられました。

こういうことがありました。よそからの観光客で、子どもを連れて海に行きました。どこの海かわかりません。

ところが、漁協の人からやかましく言われたという話も聞いております。そうすると遊ぶとこないんじゃないか。どこで遊べばいいのか。種子島に来て何も何もない、そんなこともありました。そういうところは漁協にどういうふうな規定があるか私はわかりません。

だから、そういうようなところも中種子町と一体になって、漁協とそういうところも話し合うべき問題もあるんじゃないかというふうに思いました。

先ほどの町長の答弁、地域資源も活用しながらやってるということでしたよね。

それは具体的にはどういうことなのかなといっぱい考えたんですが、今、中種子町の見どころというのが、あちこちいろいろあるわけですが、私らが失礼な言い方かもしれませんが、決して満足出来ません。

ですから、もうちょっと観光客を楽しませる。

海ではちょっと物足りないかなというふうに思うわけです。

ロケット打ち上げ時には、県内外からの見物客が多く見かけられます。

町長も御承知のとおり中種子町は、全くの通過点にしか過ぎません。

ちょっと止まってみようかとか、ちょっと寄ってみようかとか、わくわくさせるような場所がとにかくないと思います。

またこれからは自衛隊員家族も来るわけですが、それに関係する親、兄弟、友達など、ロケットの島、種子島に行ってみようと思うかもしれません。

町長、これは通告にはございませんが、もし観光客から中種子町のすばらしいところを案内してくださいと言われたら、どこを紹介します。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長、答弁大丈夫ですか。

それは永濱議員、通告外で。

○5番（永濱一則君） 現在の中種子町観光するところ、頭の中にはあると思いますが、その中で主にどこあたりの紹介したいと思いますか。

町長の考えです。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 通告外なので、答えられません。

○5番（永濱一則君） 考えでいいですよ。

もうそれだけ自信がないということでしょう、恐らく。どうですか。

私はそう判断します。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 一般質問というのは我々も誠意を持って対応したいと思います。

なので事前にやはり通告をしっかりといただくこと、関連があるので、答えてもいいかもしれませんが、これは議場の決まりであり、そういうことですので、あまり私もそこを外して答えるのもいかなものかと思いますので、今回は答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 5 番、永瀆一則君。

○5 番（永瀆一則君） はい。それはそれでいいとしまして、私はですね、長々と答弁してくださいよというわけじゃないんですよ。

ただ、どこどこと言えればいいだけのことであって、これが出来ないということとは、全然自信がないのかなと思うわけですね。

それと今や観光とは私が冒頭に申し上げました、遊覧、保養つまり、目の保養であったり、体の保養、レジャー、温泉、食事は基本であります。

これから交流人口はふえる傾向にあると思います。

このままでは中種子町の恥と私の中ではですよ。このままでは、中種子町の恥と言われても過言ではありません。

そこで、交流の場、中種子町のシンボリックな観光の拠点として、レジャー、温泉、売店、案内所などを兼ね備えた道の駅設置の考えは、恐らく頭の中にはないでしょうが、取りあえず聞いてます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 考えはないわけではないんですが、レジャー施設、温泉、売店、こういったものを兼ね備えた道の駅、議員は一生懸命考えて、一生懸命構想を練っておられると思います。

例えばどのあたりとか、例えばこの場所にとか、広さ的には何町歩ぐらい使ってとか、予算的には何十億使ってとか、そういったものがわかれば教えていただければそこら辺対応させていただきたい、検討させていただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 5 番、永瀆一則君。

○5 番（永瀆一則君） 町長が、よし、やってみようかなと言うんだったら、調べあげます。そういう今のところ、ないと思います。

鹿児島県下の市町村では、曾於郡の財部町、人口が3,000ちょっと。ここに素晴らしいといいますか、道の駅がございます。

ここには、残念ながら温泉はございません。

あと売店、温泉を除いたほかのものは全部ございます。立派な建物で、総工費いくらかかったかわかりません。ですから、やればできるんじゃないかと思うんですが、ここに令和4年度版、各省庁の道の駅支援メニューがあるんですよ、探してくればいろんな支援がございます。

国の、内閣府、厚生労働省、総務省、農林水産省、経済産業省、環境省、国

土交通省、内閣府、いろんな助成がございます。もちろん、実費も大きいです。

だけど、いいものをつくれれば絶対にやっぱり集客もあると思いますから、長い目で見れば、もとはとるんじゃないかなというふうに思ったりもする訳ですよ。

とにかく財政が苦しいことはわかっております。やっぱりどこも一緒じゃないですか。どこの日本全国市町村、どこも厳しいと思いますよ。そこをどうにかやっているわけですから。そこをやるのが町長の手腕でしょ。私はそう思いますよ。

何か一つやってみましょうよ、中種子町も。人の集まる所。

何か私は寂しい限りです。何か町長全然この前向きじゃないようで寂しいですよ。

もうちょっと男気のある人かなと思っておりました。

よし、そしたらやってみようか。一か八か。いいじゃないですか。

どこも厳しいですよ、財政は。だけどやってるんでしょ他は。

こういうふうに私はそう思います。

例えばの話です。もし、道の駅をつくるとして、木造、地元の杉を使って、大々的にやったら、これはまた宣伝にもつながるし、私はそういうふうに思うところでございます。

また、中種子町にはすばらしい資源もあります。

例えば、全長を12キロメートルの長浜海岸、天気の良い日は、左には屋久島、右に目をうつせば、口永良部島、硫黄島、竹島、さらには薩摩半島の開聞岳。そして、夕方には沈む夕日。この瞬間の空と海のコントラスト。

これは大変すばらしいものがあります。皆さんも見たことがあると思います。

そういうすばらしい場所があるわけですから、種子島ならではの資源を生かさない手はないと思います。

何年か前もこの話はあったように聞きました。稚貝が入手出来ないなどの問題があって話が頓挫したようでございます。

私はまたあえて申し上げたい。この長浜海岸に、ハマグリの子貝を放流して、観光名所にしてはどうか、という大それたことを思っております。

この考えに対しては、町長どうですか。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この考えはいいと思いますよ。

考えはいいと思いますが、男気で町政を預かるわけにはいかないので、正直申しましてやはりこの町政預かる上では、私が町長を預かっている期間のみならず、これから若い人たちが町をつくっていく。今、小学校の子どもたちが大人になっていく。

そういったところまでしっかり考えた財政運営というものをやっていかなくてはなりません。

今あるものを磨き上げてというのは、例えば、先ほど説明しましたように、

種子島こりーなは莫大な予算を投じて維持補修をさせていただいております。
空調のきく体育館でもそうです。

流水プール、陸上競技場、野球場、西之表市にも南種子町にもございません。

夏休み期間中は、島内の子どもたちが、西之表からも南種子からも流水プールにやってきます。そういうすばらしい町なんですよ、中種子町は。

島外から来る観光客も流水プールに入ります。熊野のレクレーション村に行ってテントを張ります。温泉にも浸かっていただいております。

自衛隊の訓練があるときは、自衛隊の人たちも、熊野温泉、ほかの人に迷惑をかけられないからということで、5分10分で風呂上がって、それでも気持ちよかったと言って帰っていただいております。

そのような状況でございますので、なかなか男気一つでやろうじゃないか、何十億もかけてというのは出来ませんし、補助事業は半分です。

簡単に言いますと、残りの半分は起債しないといけません。

起債するにしたって、我々今までつくってきて、先人がつくってきたものの維持補修、皆さん方も予算書でわかってると思いますが、そういったように相当お金を、やはり有利な起債は使わせていただいております。

なかなか思い切ってつくみましょう、という状況ではないということを御理解いただくとともに、今そこにお金を投じた立派なものが中種子町にはある。

そういったことも理解していただければと思いますし、教育長の答弁でもあったように、ギガスクール構想、子どもを育てていくために金がかかる。

そういったことを含めて、いろいろ高校生までの無償化等も、先人をきったのは中種子町の議会の皆さんです。

そういったことをしっかり自負しながらやっていく必要がある。この人口減少、そして観光振興、そういったことに取り組んでいくべきじゃないかなと私は考えております。

また長浜海岸は本当にきれいなところです。決しておかしなアイデアではないんですよ、永濱議員がおっしゃるように。いいアイデアなんだろうなというふうに考えるところです。

ウミガメの産卵時期とハマグリの採取時期っていうのが、ちょっとかぶるのかなというような思いもあります。

そういったところを踏まえますと、町民ならまだしも、観光客が押し寄せてというのはいかがなものかというような考え方も出来ないわけでもないのかなというふうに思います。

ハマグリを取りに来て町民が楽しむだけでも、私としてはいいことなのかなというふうに思っています。

それも年間を通して本当に短い期間の間、ましてや潮が引いたときというようなことを考えると、なかなか風た日、時化た日、いろいろ考えますと、なかなか条件に合わない。

観光資源として持ってくるのが妥当なのかどうかというところも、ちょっと考えてしまうところでございます。

あと1つ、永瀆議員は当然御存じだと思うんですけど、長浜海岸も県道西之表島間港線、これが用地のほうが何とか解決しそうということで、来年度はその事業着手ができるのではないかなというように話を聞いております。

そういった点では、議員おっしゃるようなハマグリとりも駐車場がなくて車がいっぱい止まって、走行の危険な状態。

また、西風が強いときは砂貯まりが出来て単車も走れないというような状態。

まずはそこを解決していただくという方向、これはとてもありがたいことだし、長年の町民の、特に岩岡校区の皆さんの1番の懸案事項ではなかったかなというふうに考えるところでございます。

そういった点では、駐車場等、もしくはトイレ等も、これから設計をいずれするような段階では、私どもも熊毛支庁のほうに、まずは車をとめて、そういう夕日が見れるような環境もつくってくださいというようなお願いをまずしていければなというふうに思っておりますので、そういったことも含めて、長浜海岸自体が、道路も整備され、駐車場等も整備されることによって知名度も上がり、また観光客の立ち寄りやすい場所というようなことへ結びつけていければなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆一則君。

○5番（永瀆一則君） 町長のおっしゃることもよくわかります。

とにかく莫大なお金がかかるわけですから、それはわかります。

でも、今町長は、これまでの町長のルールの上を走ってるだけなんですよ。実際。

恐らく来期も、挑戦すると思いますが、何かひとつ、形でも足跡を残すようなことを、何か出来たらなというふうに私は思うわけです。

町長の言いたいことは本当にわかります。

もう大決断をしなければ、英断しなければこそ出来ないことですから、ぜひ、これは私自身考えるに、大変いいアイデアではないかなというふうに思います。

ハマグリといえば、三重県桑名市の桑名のやきはまぐりが有名ですが、昭和50年あたりから、干潟の減少や環境の悪化などにより、全滅の危機に瀕し漁協、県、市が一体となって地元漁協が平成2年にハマグリ種苗生産施設を立ち上げ、試行錯誤を繰り返しながら、これまでに3,000万戸の稚貝を、放流し、観光に一役も二役もかっているようです。

肉厚のハマグリは食の地場産業としても潤い、観光客にも大変大変人気があるそうです。

かつては、長浜海岸では、私なんかが小学生の頃ですが、大きなのがごろごろいました。今でもそのへん片鱗がうかがえます。量的にはそう取れませんが、今現在ですね、結構大ぶりのものもとれます。

採りに行くわくわく感、採る楽しみ、帰って食べる楽しみ。

そして何よりも、子どもたちと一緒に楽しめるレジャーであり、交流人口の増大を目指すにふさわしい施策ではないかと私自身は思っております。

最後に、また答弁できるか出来ないかわかりませんが、町長の立場として、検討するに値するか否か。するか否か。

お願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 稚貝の放流を検討するか否かということでよろしかったでしょうか。

現時点では検討するに値する、しないという言葉で捉えるようなレベルではないと思います。

道の駅に関しては、例えば議員がこういう使い方をして、こういう人が事業主体となって、町がやるんですか、町で職員を雇ってやるんです。設備費はこんだけで半額は国の補助もらいましょう。半分持てばいいんですよ。20年後はまた維持改修何がどのぐらいかかるっていうコスト、そういったものを考えないといけないということを先ほどから申し述べております。

なので、道の駅というのは町民からも、若干特産品の方とか、農産物等の販売とか出来ないかというような声も上がってきておりますので、道の駅、これが民間主導で出来ないかとか、そういったところをまずは探るべきではないかと。

検討するにしても、検討するに値することですが、これを行政がやるとか何とかというのを、現段階では言及は出来ませんという話。行政のほうでやるかやらないかということですね。

あと観光資源の稚貝の放流ということに関しては、道が変わってくると思います。

だから現時点で、道が改良が終わるまでに何らか観光客を向こうに押し込むっていうのはちょっと厳しいのかなと思います。駐車場もありません。シャワー施設もありません。

だからそこをしっかりと整備してもらって、そのあとの方策としていろんなことを考えていけばいいんじゃないのかなと思います。

まず急ぐことは安全ですね。長浜海岸を見て通るための安全、そこが最優先されるものというふうな認識です。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 5番、永瀆議員。

○5番（永瀆一則君） 是非、また、私としては検討していただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 14 時 30 分からとします。

— — — — — ○ — — — — —

休憩 午後 2 時 16 分

再開 午後 2 時 29 分

-----○-----
○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議事を続けます。

-----○-----
日程第5 報告第1号 令和3年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（徳永留夫君） 日程第5、報告第1号、「令和3年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。
報告を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 令和3年度一般会計補正予算第9号及び第10号において、繰越明許費予算を計上しておりましたが、今回その繰越額が確定し、歳出予算の経費を繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越計算書に記載のとおり報告するものでございます。

繰越となりました事業は、マイナンバーカード所有者の転出・転入ワンストップ化に係るシステム改修事業などの10件で、令和4年度への繰越額は2億7,046万5,000円です。

その財源につきましては、既収入特定財源が地方債の11万、今年度に収入する国庫支出金など2億6,230万1,000円及び一般財源の805万4,000円となっております。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。
以上で報告を終わります。

-----○-----
日程第6 報告第2号 令和3年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（徳永留夫君） 日程第6、報告第2号、「令和3年度中種子町水道事業会計予算繰越計算書について」を議題とします。
報告を求めます。
町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、歳出予算の経費を繰越しましたので、別紙、繰越計算書のとおり報告するものでございます。

繰越となりました事業は、建設改良事業8件で、令和4年度への繰越額は6億3,631万1,000円です。

その財源は企業債6億2,409万8,000円、損益勘定留保資金が1,221万3,000

円となっております。

以上、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第 7 報告第 3 号 令和 3 年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（徳永留夫君） 日程第 7、報告第 3 号、「令和 3 年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第 3 号について説明いたします。

令和 3 年度において事故繰越しが発生したため、今回その繰越し額を確定し歳出予算の経費を繰越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、別紙繰越計算書に記載のとおり報告するものでございます。

繰越となりました事業は、建物収去土地明渡請求事件の判決に伴う強制執行等事件及び産地生産基盤パワーアップ事業の 2 件で、令和 4 年度への繰越額は、6,664 万 7,000 円となっております。

その財源につきましては、未収入特定財源が県支出金の 6,240 万円、及び一般財源の 424 万 7,000 円となっております。

以上、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

—————○—————

○議長（徳永留夫君） **日程第 8 報告第 4 号 私債権の放棄について**

日程第 8、報告第 4 号、「私債権の放棄について」を議題とします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第 4 号について説明いたします。

中種子町私債権管理条例第 15 条第 2 項の規定により、別紙私債権の放棄明細書のとおり報告するものです。

水道使用料 20 万 7,132 円、件数につきましては、12 件でございます。

12 件の内訳につきましては、破産及び死亡によるものです。

以上、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

―――○―――

日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（徳永留夫君） 日程第 9、承認第 1 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第 1 号について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令並びに民法の一部が改正され、原則 4 月 1 日より施行されることとされたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、DV 被害者などに関する支援措置を講じることとした民法の改正に伴う改正及び配当・株式所得といった金融所得の申告方法の統一化、公的年金支払報告書及び給与支払報告書に添付する扶養親族申告書の変更、法人の申告方式の変更、住宅借入金控除の延長、2050 年カーボンニュートラルに向けた省エネ改修工事の範囲拡大など、地方税法の改正にあわせて条例の整備をするものでございます。

詳細につきましては、税務課長に説明をさせます。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 税務課長。

○税務課長（田平祐一郎君） それでは承認第 1 号の、中種子町税賦課徴収条例の一部改正をする条例について、新旧対照表により補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

新旧対照表の 16 ページをお願いいたします。

第 18 条の 4 になります。

18 条の 4 は、納税証明書の交付に関する条項で、民法等の改正に伴い、DV 被害者等の支援措置が設けられ、住所が変わる事項の記載ができることとするものになります。

次の第 33 条 4 項は、配当所得、そして次のページの 6 項は株式等譲渡所得に関する条項になります。

基本的には特別徴収によるところでございますが、それ以外の場合、所得税、

個人住民税の申告において、それぞれ総合課税、分離課税、申告不要の課税方式を選択できることとされております。

この関係で、保険税の算定等において支障があったため、これらの課税方式を一致させることとした改正になります。

次のページ、17 ページをお願いいたします。

真ん中ほどより下のほうになります。

第 37 条の 7 第 2 項です。

寄附金税額控除になります。

寄附金に係る申告書の記載事項から性別の記載を不要とした改正と、特定非営利活動に関する寄附金の項を追加補完したものでございます。

次のページ、18 ページをお願いいたします。

第 34 条の 9 になります。

配当株式の所得で説明をしたとおり申告方式を一致させることとしたため、確定申告書で文言が足りるための改正になります。

1 番下の行になります第 36 条の 2 から 21 ページ、第 36 条の 3 の 3 第 1 項第 2 号にかけては、町民税の申告に係る扶養親族に係る記載事項に係る条項になります。

現行の給与支払報告書、公的年金支払報告書に添付する扶養親族申告書の記載に関しては 16 歳未満の扶養親族となっております。

今回の改正では、退職手当から扶養親族等に退職手当を有する一定の配偶者である特定配偶者を追加するもので、これにより、扶養親族から扶養親族等に文言を改め、特定配偶者を明記したものになります。

次は 22 ページをお願いいたします。

第 48 条の 9 項、15 項は、法人町民税の申告と納付に係る条項になります。

法人の申告で電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務づけられた法人の提出方法から、磁気テープによる提出が削除されたことに伴うものです。

下のほうの第 73 条の 2 及び次のページ第 73 条の 3 については、DV 被害者等の支援措置のため、固定資産関係の証明書等に住所に代わる事項の記載を認めることとしたことに加え、固定資産税の縦覧期間である 4 月 1 日から 6 月 30 日における手数料を徴しないことを明記し、固定資産税に係る証明手数料を手数料条例により、計算をすることを追加したものです。

次の 23 ページをお願いいたします。

中ほどよりやや上にあります、附則第 7 条の 3 の 2、町民税の住宅借入金特別税額控除で、適用期間を令和 7 年の入居分まで延長し、控除期間が 13 年とされたことから令和 20 年まで延長するものです。

続きまして下の附則第 10 条の 2 第 2 項です。

地方税附則第 15 条で定められた下水道除外施設に係る地域決定型地方税税制特例措置、いわゆるわがまち特例の参酌値を 5 分の 4 に縮小するもので、次の 3 項から 25 ページ 24 項までについては、附則の改正に伴い、項のずれを修

正するものです。

次に 25 ページをお願いいたします。

真ん中ほどより下になります附則第 10 条の 2 第 25 項です。

貯留機能区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設したことによる追加になります。

下のほう、附則第 10 条の 3 第 9、11 項につきましては、現行の熱損失防止改修住宅の省エネ基準が、外壁基準、外壁となりますが、2050 年カーボンニュートラルに向けた対応として、さらに窓等の断熱改修工事、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、または太陽熱利用システムの設置工事を対象としたため、それぞれの文言に等を加え、損失防止改修等住宅熱損失防止改修工事等にするものです。

次は 27 ページをお願いします。

附則 12 条、これにつきましては固定資産の負担調整措置に係るものでございます。

景気回復に万全を期すため、令和 4 年度に限り、激変緩和の観点から、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2.5% に制限したものです。

下のほうの第 16 条の 3 から次のページ、第 17 条から 30 ページの附則第 20 条については、配当株式所得の申告方式を一致させることとした改正に伴うものになります。

31 ページをお願いします。

附則第 26 条新型コロナウイルス感染症に関する住宅借入金の特例については適用終了に伴い削除となります。

次の 32 ページをお願いします。

令和 3 年条例第 15 号により、一部を改正した条例の一部を改正するもので、給与支払報告書、公的年金支払報告書の扶養親族申告に特定配偶者を加えることとした改正に伴うものになります。

以上、補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 3 年度中種子町一般会計補正予算 (第 10 号))

○議長 (徳永留夫君) 日程第 10、承認第 2 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長 (田淵川寿広君) 承認第 2 号について説明いたします。

令和 3 年度一般会計予算につきましては、さきの 3 月定例会において補正予算の議決をいただいたところでございますが、その後、予算の調整を行う必要があります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に補正予算 (第 10 号) を専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告するものでございます。

その結果、歳入歳出それぞれ 4,442 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 79 億 9,001 万 9,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては総務課長に説明させます。

よろしく願いいたします。

○議長 (徳永留夫君) 総務課長。

○総務課長 (上田勝博君) それでは、令和 3 年度中種子町一般会計補正予算第 10 号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず歳出から御説明いたします。

予算書の 21 ページをお願いします。

1 番下の、目の 5、財産管理費、増額 3 億 168 万 4,000 円は、ふるさと応援基金への予算積立金の減額。

次のページ、公共施設等総合管理基金、財政調整基金への予算積立金の増額でございます。

その下の目の 6、企画費、減額 931 万 2,000 円は、地域公共交通確保維持改善協議会負担金及び航路航空路運賃低廉化支援事業実績による調整でございます。

次のページ、23 ページをお願いします。

1 番下の、目の 1、社会福祉総務費、減額。

7,737 万 6,000 円は、次のページの障害福祉サービス事業など、各福祉関連事業と、次のページをお願いします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金国保特別会計繰出金実績による調整でございます。

25 ページ下段の、目の 1、児童福祉総務費、減額 4,051 万円は、次のページ、26 ページをお願いします。

なかたね児童クラブ運営委託事業、放課後児童健全育成事業、教育保育施設

型給付事業等、児童福祉関連事業の実績による調整でございます。

27 ページをお願いします。

1 番上の目の 2、児童措置費、減額 508 万 1,000 円は、児童手当支給額確定による調整でございます。

同ページ 1 番下の、目の 1、老人福祉費、減額 279 万 1,000 円は、次のページのつまべに苑に係る措置費の実績による調整でございます。

28 ページ中ほどの目の 3、介護保険事業費、減額 1,063 万 3,000 円は、介護保険事業特別会計繰出金の各事業実績による調整でございます。

次のページ、29 ページをお願いします。

中ほどの目の 2、予防費、減額 2,807 万 2,000 円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績による調整でございます。

次のページ、30 ページをお願いします。上段の目の 9、後期高齢者医療費、減額 855 万 3,000 円は、事業実績による鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担金の調整でございます。

1 番下の、目の 1、塵芥処理費、減額 261 万 6,000 円は、事業実績による種子島地区広域事務組合負担金の調整でございます。

次のページ、31 ページをお願いします。

中ほどの目の 1、農業総務費、増額 6,959 万 5,000 円は、農業振興基金へ積み立てるものでございます。

その下の目の 2、農業振興費、減額 335 万 3,000 円は、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業が、4 年度事業として採択されたことによる調整でございます。

次のページ、32 ページをお願いします。

上段の目の 3、園芸特作振興費、減額 791 万 5,000 円は、輸送コスト支援事業実績による調整でございます。

その下の目の 4、畜産業費、減額 322 万 5,000 円は、優良雌牛導入事業実績による調整でございます。

その下の目の 5、甘味資源振興費、減額 340 万 4,000 円は、サトウキビ関連事業実績によるものでございます。

次に、34 ページをお願いします。

1 番上の目の 2、水産業振興費、減額 245 万 4,000 円は、輸送コスト支援事業実績による調整でございます。

1 番下の目の 2、商工業振興費、減額 3,762 万 9,000 円は、ふるさと応援寄附金返礼品経費の減額と、次のページ、雇用機会拡充支援事業実績による調整でございます。

35 ページ中ほどの目の 3、観光費、減額 781 万 9,000 円は、滞在型観光促進事業実績による調整でございます。

次に 37 ページをお願いします。

1 番下の、目の 1、非常備消防費、減額 239 万 6,000 円は、消防団員の火災等災害出動の実績による調整でございます。

次のページ、38 ページをお願いします。

中ほどの目の4、常備消防費、減額 614 万 2,000 円は、熊毛地区消防組合負担金確定によるものでございます。

次に 42 ページをお願いします。

1 番上の目の1、保健体育総務費、減額 437 万 3,000 円は、スポーツ振興補助金実績の確定によるものでございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を説明します。

9 ページをお願いします。

9 ページから 11 ページにかけての町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税につきましては、収納実績及び交付決定に伴う調整でございます。

そのうち 11 ページ、真ん中より少し下になりますが、地方交付税です。

特別交付税 1 億 2,896 万 5,000 円の増額で、交付税総額は 34 億 9,884 万 5,000 円でございます。

次に 11 ページ下段から 13 ページにかけての、分担金及び負担金、使用料及び手数料は実績による調整でございます。

13 ページ、下段の国庫支出金から 17 ページの県支出金までにつきましては、各事業の事業費確定による調整でございます。

18 ページをお願いします。

中ほどの款の 16、財産収入は、風力発電事業実績による調整でございます。

その下の目の1、寄附金、減額 2,282 万 1,000 円は、ふるさと応援寄附金の実績によるものでございます。

その下の款の 18、繰入金、項の 1、基金繰入金、減額 3,442 万 7,000 円につきましては、財源確定による調整でございます。

20 ページをお願いします。

20 ページ、款の 21、町債は、各起債事業費の確定に伴い調整を行ったものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1 の追加は、工事完了が年度内に見込まれないこと。

県の計画承認が遅れたことにより繰り越すものでございます。

2 の変更は、繰越額の確定により変更するものでございます。

次に 8 ページをお願いします。

第3表地方債補正でございます。

1 の変更は、各事業の確定に伴う変更で、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

最後に 1 ページをお願いいたします。

第1条第1項は、既定予算総額に 4,442 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 9,001 万 9,000 円とするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正について、第3条は地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日、専決処分させていただきます。

以上で説明を終わります。

承認方よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第5号））

○議長（徳永留夫君） 日程第11、承認第3号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第3号について説明いたします。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正で御説明いたします。

まずは歳入から、国民健康保険税は、181万6,000円の増額。

使用料及び手数料は3万3,000円の減額。

県支出金は、交付金の確定により1億2,385万5,000円の減額。

財産収入は、1,000円の減額。

繰入金は、他会計からの繰入金2,817万2,000円の減額。

諸収入は、延滞金、加算金及び過料70万2,000円の増額、雑入は第三者納付金及び返納金で3,000円の減額。

合わせて69万9,000円の増額。

次に歳出予算、3ページをごらんください。

総務費は、総務管理費90万円の減額、保険給付費は、実績の確定により、

療養諸費 1 億 458 万 9,000 円の減額、高額療養費 4,420 万円の減額、出産育児諸費 504 万円の減額、葬祭諸費 26 万円の減額、傷病手当費 49 万 5,000 円の減額、合わせて 1 億 5,458 万 4,000 円の減額。

保健事業費は、各種保健事業に係る委託料等の実績確定により、合わせて 678 万 4,000 円の減額。

基金積立金は、1,272 万 2,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 1 億 4,954 万 6,000 円を減額し、予算総額を 11 億 1,762 万 9,000 円とするものでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから承認第 3 号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 12 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 3 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正
予算（第 5 号））

○議長（徳永留夫君） 日程第 12、承認第 4 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ちょっと失礼してマスクを外させてもらって、説明をさせていただきます。

承認第 4 号について説明いたします。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正で御説明いたします。

まず歳入から、保険料は第 1 号被保険者保険料実績による調整 353 万 8,000 円の増額、使用料及び手数料は実績による調整。

国庫支出金は交付決定に伴い、国庫補助金 1,611 万 1,000 円増額、支払基金交付金は、交付決定に伴い、2,841 万 5,000 円減額。

県支出金は交付決定に伴い県負担金 13 万 7,000 円の減額、県補助金 233 万 3,000 円の増額、合わせて 219 万 6,000 円の増額。

繰入金は介護サービス等給付実績及び地域支援事業の確定に伴い、一般会計繰入金 1,027 万 1,000 円減額、基金繰入金 3,078 万円の減額。

合わせて 4,105 万 1,000 円の減額。

諸収入は実績による延滞金、雑入の調整 8 千円の減額を計上しております。次に、歳出予算、3 ページをごらんください。

総務費は、職員人件費、各種事業などによる調整、125 万 3,000 円の減額、保険給付費は、介護サービス費給付実績の確定による調整。

介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費あわせて、6,744 万 7,000 円の減額。

地域支援事業は実績の確定により調整、包括的支援事業・任意事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、合わせて 446 万 3,000 円の減額。

基金積立金は令和 3 年度の実績に伴い、国、県へ返納金として、2,810 万 2,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 4,763 万 9,000 円を減額し、予算総額を 11 億 8,634 万 1,000 円とするものでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めますこれから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから承認第 4 号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 4 号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 13 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 3 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号））

○議長（徳永留夫君） 日程第 13、承認第 5 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 承認第5号について説明いたします。

2ページ第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から後期高齢者医療保険料は9万6,000円の減額。

使用料及び手数料は3,000円の減額、繰入金は一般会計からの繰入金31万7,000円の増額、諸収入は、償還金及び還付加算金1,000円の減額、受託事業収入は保健事業の確定に伴う健康保持増進事業費182万5,000円の減額、雑入は1,000円の減額、合わせて182万7,000円の減額。

次に歳出予算3ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金は3万円の増額、保健事業費は実績確定により健康保持増進事業費162万7,000円の減額。

医療費適正化事業費1万2,000円の減額、合わせて163万9,000円の減額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ160万9,000円を減額し、予算総額を1億4,753万3,000円とするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

（中種子町水道事業会計補正予算（第3号））

○議長（徳永留夫君） 日程第14、承認第6号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 承認第6号について説明いたします。

収益的支出については営業外費用で決算に伴う消費税の清算として 687 万 8,000 円を増額するものです。

その結果、収益的支出に 687 万 8,000 円を追加し、収益的支出の予算総額を 3 億 2,717 万円とするものでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから承認第 6 号を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 6 号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 15 議案第 24 号 中種子町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 15、議案第 24 号、「中種子町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 議案第 24 号について説明いたします。

女性の社会進出の拡大、核家族化などを背景に共働きする世帯が増加していることから、保育における子育て世代のニーズと子どもの特性を踏まえた、多様な保育サービスの充実を図るとともに、低年齢児、0 から 2 歳の待機児童、通年ゼロの取組を拡充させ、保育における体制、人材の確保、併せて労働環境の改善を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 16 議案第 25 号 中種子町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 16、議案第 25 号、「中種子町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 25 号について説明いたします。

社会体育施設空調設備新設工事により、中央武道館剣道場、柔道場に冷暖房が新設されたことから、空調使用料を設定し、また表中項目の読み違いなどの防止を図るために、別表第 3、種子島中央武道館使用料を改正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 17 議案第 26 号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第 17、議案第 26 号、「中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 26 号について説明いたします。

中種子町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本町の過疎地域持続的発展計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

の計画を策定し、住民とともにつくるまちづくりを基本理念とし、「“よいらーいき”でつなぐ人の和と豊かな自然が織りなす“躍動なかたね”」を推進するため、計画的に事業を進めているところでございます。

今回の変更の主なものとして、緊急性、財政事情などを勘案し、新規事業として、区分2の産業の振興において、漁港緊急自然災害防止事業、牛ボツリヌス対策事業、空き店舗等活用整備事業、企業誘致事業、港湾緊急自然災害防止事業を、区分4の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、道路緊急自然災害防止事業を区分5の生活環境の整備において、河川緊急自然災害防止事業を区分10の地域文化の振興等において、町内文化財保護、保全整備事業をそれぞれ追加するものでございます。

また、過疎地域持続的発展事業として牛ボツリヌス対策事業、空き店舗等活用整備事業、企業誘致事業を再掲しております。

その他の変更につきましては、事業内容の変更や事業の繰延べなどが主なものでございます。

なお、本計画の変更につきましては法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は可決されました。

—————○—————

日程第18　議案第27号　中種子辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（徳永留夫君）　日程第18、議案第27号、「中種子辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第27号について説明いたします。

中種子辺地に係る総合整備計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年の計画であり、今回事業の進捗状況及び財政事情などの観点から、計画の見直しを行い、変更するものでございます。

変更の内容は、消防防災施設等整備事業及び星原小学校屋内運動場改修事業

の追加及び事業費の変更を行うものです。

これにより、全体計画事業費を9億3,563万円に変更し、うち7億4,920万円については、辺地対策事業債をもって財源とする計画でございます。

なお本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は可決されました。

-----○-----

日程第19　議案第28号　星原小学校体育館改修工事請負契約について

○議長（徳永留夫君）　日程第19、議案第28号、「星原小学校体育館改修工事請負契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第28号について説明いたします。

星原小学校体育館改修工事を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、星原小学校体育館改修工事です。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は5,104万円です。

契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間5122番地8、株式会社日高工務店代表取締役日高政浩です。

工期は令和4年6月10日から令和5年1月31日、236日間となっております。

星原小学校体育館は、平成2年に建築されており、築後32年が経過していることから、老朽化により屋根の腐食による雨漏り、外壁劣化、防水機能の低下、床面の劣化、破損及び照明の不具合が見られます。

建物の概要は鉄筋コンクリート造り1階建て、面積は578平方メートルです。

今回の改修内容の主なものは、塗膜防水による屋根の全面改修、外壁面全体の爆裂等工事、床の改修、照明のLED化改修工事、その他の工事となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

—————○—————

日程第 20　議案第 29 号　小型動力ポンプ付積載車購入契約について

○議長（徳永留夫君）　日程第 20、議案第 29 号、「小型動力ポンプ付積載車購入契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第 29 号について説明いたします。

小型動力ポンプ付積載車購入に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車購入です。

契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は 1,320 万円です。

契約の相手方は鹿児島県鹿児島市松原町 12 番 32 号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

—————○—————

日程第 21　議案第 30 号　令和 4 年度中種子町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 21、議案第 30 号、「令和 4 年度中種子町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 議案第 30 号について説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、国県支出金の内示による調整及び新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費の計上が主なものです。

歳入歳出にそれぞれ 1 億 3,958 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 71 億 358 万 4,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為の補正と地方債の補正もあわせて計上しています。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） それでは、議案第 30 号、令和 4 年度中種子町一般会計補正予算第 1 号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

なお人件費につきましては、人事異動に伴う調整でございますので、説明は省略させていただきます。

歳出から説明いたします。

予算書の 12 ページをお願いします。

1 番上の目の 6 企画費、増額 1,363 万 7,000 円は、航路航空路運行事業者に対する支援金給付事業及びコミュニティ助成事業交付決定によるものでございます。

次に、15 ページをお願いします。

中段の目の 1、社会福祉総務費、増額 2,320 万 1,000 円は、次のページ、16 ページをお願いします。

国保特別会計への繰出金でございます。

2 段下の目の 4、保養センター運営管理費、増額 262 万 7,000 円は、重油高騰による燃料費及び温泉保養センター機械設備等修繕によるものでございます。

同ページ、1 番下の目の 1、児童福祉総務費、増額 998 万 1,000 円は、次のページをお願いします。

保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業で、認定こども園に対する補助経費及び子育て世帯生活支援特別給付金事業経費でございます。

次に、19 ページをお願いします。

1 番上の目の 2 予防費、増額 3,485 万 9,000 円は、前年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業確定による返還金でございます。

次のページ、20 ページをお願いします。

2 段目の目の 9、後期高齢者医療費、増額 421 万 9,000 円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次の 21 ページをお願いします。

1 番下の目の 2、農業振興費、増額 128 万 8,000 円は、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業採択によるものでございます。

次に、23 ページをお願いします。

1 番下の目の 2、水産業振興費、増額 300 万 2,000 円は、漁業経営維持支援事業で、燃料費高騰に対する漁業者への支援を実施するものでございます。

次のページ、24 ページをお願いします。

中段の目の 3、農道農地等維持補修費、増額 2,700 万 1,000 円は、緊急自然災害防止事業で、農業水利施設 7 地区の修繕工事費でございます。

同ページ、1 番下の目の 11、地籍調査費、減額 1,631 万 3,000 円は、次のページをお願いします。

県の内示による調査面積減による委託料の減額でございます。

次に、28 ページをお願いします。

中段の目の 2、災害対策費、増額 513 万 7,000 円は、避難所に備蓄用品保管用倉庫を購入する経費でございます。

次に、30 ページをお願いします。

1 番下の目の 5、種子島こりーな管理費、増額 478 万 3,000 円は、空調設備更新に伴う設計委託及び水銀灯の更新工事でございます。

次の 31 ページをお願いします。

1 番下の目の 3、体育施設管理費、増額 500 万円は町内の宿泊施設を利用して合宿を実施する団体等への補助金及び 10 月に開催予定のサッカーイベントへの補助金でございます。

次に歳入を御説明いたします。

7 ページをお願いします。

3 段目の目の 1、民生費国庫補助金、増額 1,096 万 7,000 円は、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善及び低所得の子育て世帯への、児童 1 人当たり 5 万円を支給する国庫補助金でございます。

1 段下の目の 2、衛生費国庫補助金、増額 209 万 7,000 円は、新型コロナウイルスワクチン大規模接種事業に対する補助金でございます。

次のページ、8 ページをお願いします。

1 番上の目の 5、教育費国庫補助金、増額 2,129 万 9,000 円は、避難所施設防災機能強化事業による星原小学校屋内運動場の改修補助金でございます。

なお、学校施設環境改善交付金を 505 万円減額し、補助率の高い離島活性化交付金を 2,634 万 9,000 円増額するものでございます。

1 段下の目の 6、総務費国庫補助金、増額 3,053 万 1,000 円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

1 段下の目の 2、衛生費県負担金、増額 281 万 2,000 円は、後期高齢者医療

保険基盤安定負担金内示によるものでございます。

1番下の、目の4、農林水産業費県補助金、減額1,190万1,000円は、地籍調査事業の県内示によるものでございます。

次のページ、9ページをお願いします。

中段の目の1、財政調整基金繰入金、増額7,014万円とその下目の2、その他特定目的基金繰入金、増額320万円は、財源調整によるものでございます。

1番下の目の1、雑入増額333万2,000円は、コミュニティ助成事業助成金交付決定によるものでございます。

次に10ページをお願いいたします。

中段の町債は、各起債事業の事業費決定に伴い調整するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。

保育所で使用するスチームコンベンションオーブンを借り入れる経費を追加するものでございます。

次に、6ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

緊急自然災害防止事業を1億6,010万円に、辺地対策事業を1億2,280万円にそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算に1億3,958万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億358万4,000円と規定するものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正について、第3条は、地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議決方よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、橋口渉君。

○2番（橋口 渉君）　先ほどの説明で、国庫支出金の中で、教育費国庫補助金の避難施設防災機能強化事業で、星原小学校の屋内体育館の修繕を出されておりましたが、体育館の中で防災関係の何か。

例えば、トイレの多機能型とか、そういった関係のやつに使用される。

○議長（徳永留夫君）　総務課長。

○総務課長（上田勝博君）　この防災関連の補助金を使用しておりますけれども、星原小学校屋内運動場、体育館につきましては、避難所として指定をしておりますので、改修につきましてこの補助金を活用するものでございます。

○議長（徳永留夫君）　橋口議員。

○2番（橋口 渉君）　特に防災関係のというわけではないわけです。

一つだけ、関係あるかどうかちょっとわかんないんですけど、防災関係で、トイレの多機能型っていうのは、整備の中に入っていないんでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 答弁出来ますか。

教育総務課長。

○教育総務課長（横手幸徳君） 体育館の分でございますけども、多目的トイレを、現在今まで更衣室で使ってた部屋に多目的トイレを、今回の改修工事で設置する予定でございます。

○議長（徳永留夫君） 橋口議員。

○2番（橋口 渉君） さきほどの体育館工事の関係には、そういったのがずっと持続されていければなと思います。

星原小学校のみでなく、これから先の改修関係に関しましてですね、ひとつよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（徳永留夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君） 23ページ、水産業振興費の中で、24ページの1番右、漁業経営維持支援事業ということがありまして、燃料関係の事業と聞いています。

その他農業とかそういったものには、国の支援事業というのはないのか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどの質問の中でありましたように、農業関係はこれからの補助といいますか。食料の安全保障という観点から、いろいろなものがついてくると思われます。

そういった観点からは、現時点では、そこを見ながらの対応になっていくのかなというふうに思っております。

○議長（徳永留夫君） 蓮子議員。

○6番（蓮子信二君） 水産業も、漁業経営維持ですか。

これは中身はさっき燃料高騰による支援事業という話をされました。

燃料は、農業にしても、大変必要ですので、そういったものはないのかということ です。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この予算には国のコロナ対策を含めた、燃料高騰とか、そういったものに合わせてしてる漁業関係の水産関係の予算で来とるものでございます。

なのでそれをするんだったら、農業もやら一ちゃー、っていうのも分かるんですけど、その分に関してはまた今後、国も、農業に対しても、予算化をしっかりとしていくのではないかと思いますし、臨時国会が終わった後に、そこら辺の補正予算というのは農業にもしっかりと含まれてくるものだというふうに思っておりますので、今今の燃料高騰に対する、高騰したからの措置というのはございませんが、今後その生産基盤をしっかりと安定させるための施策予算と

いうのは反映されていくものと思います。

早ければ、臨時国会が終わった後、臨時国会で補正予算が通ればそれが還元されてくるものだという努力して、本町にも、国の事業として行われるものではないかというふうに期待をしているところです。

○議長（徳永留夫君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 15 時 50 分からとします。

—————○—————

休憩 午後 3 時 35 分

再開 午後 3 時 48 分

—————○—————

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

日程第 22 議案第 31 号 令和 4 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 22、議案第 31 号、「令和 4 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 31 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表、歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から、繰入金は一般会計からの法定外繰入金 1,633 万 3,000 円の増額。

基金繰入金 1,272 万 2,000 円の増額、合わせて 2,905 万 5,000 円の増額。

次に歳出予算、3 ページをごらんください。

総務費は定期人事異動に伴う総務管理費 142 万 2,000 円の増額。

国民健康保険事業費納付金は、令和 4 年度納付金の確定により、医療給付費分 96 万 1,000 円の増額、後期高齢者支援金等分 109 万 7,000 円の減額、介護

納付金分 63 万 7,000 円の増額、合わせて 50 万 1,000 円の増額。

保健事業費は、会計年度任用職員共済組合負担金の実績見込みで、12 万 5,000 円の増額。

諸支出金は、令和 3 年度交付金の精算償還金として 2,700 万 7,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 2,905 万 5,000 円を増額し、予算総額を 14 億 3,186 万 7,000 円とするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 23 議案第 32 号 令和 4 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 23、議案第 32 号、「令和 4 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 32 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正で御説明いたします。

まず歳入から、支払基金交付金は、交付決定により 1,606 万 8,000 円の増額。

一般会計繰入金は、人事異動に伴い 73 万 3,000 円の増額を計上しております。

次に歳出予算、3 ページをごらんください。

総務費は総務管理費 73 万 3,000 円増額。

基金積立金は、介護保険準備基金積立金 387 万 1,000 円の増額。

諸支出金は、前年度の国及び県負担金の精算返納金として、償還金及び還付加算金 1,219 万 7,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 1,680 万 1,000 円を追加し、予算総額を 12 億 9,987 万 9,000 円とするものでございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

――――○――――

日程第 24　議案第 33 号　令和 4 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）

○議長（徳永留夫君）　日程第 24、議案第 33 号、「令和 4 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第 33 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正で御説明いたします。

まず歳入から後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収保険料 273 万 7,000 円の増額。

繰入金は、事務費繰入金 45 万円の増額、概算額に伴う保険基盤安定繰入金 374 万 8,000 円の増額を計上しております。

次に歳出予算、3 ページをごらんください。

徴収費は、後期高齢者被保険者証の交付に伴う通信運搬費 44 万 9,000 円の増額。

後期高齢者医療広域連合納付金は、概算額の決定に伴う 648 万 6,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ 693 万 5,000 円を追加し、予算総額を 1 億 5,955 万 5,000 円とするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 25 議案第 34 号 令和 4 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 25、議案第 34 号、「令和 4 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田淵川寿広君） 議案第 34 号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で人事異動に伴い、原水及び浄水費の給料 106 万円を減額し、手当等 47 万 4,000 円の増額。

配水及び給水費では、漏水調査に伴う委託料 676 万円、営業外費用では、消費税増額による、消費税及び地方消費税 300 万円をそれぞれ増額するものでございます。

その結果、収益的支出に 1,012 万 8,000 円を追加し、収益的支出の予算総額を 3 億 1,421 万 8,000 円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 26 同意 3 号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第 26、同意第 3 号、「中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 第 3 号について説明いたします。

固定資産評価委員について、地方税法第 404 条第 1 項の規定により市町村に設置することになっており、第 2 項においてその選任は市町村長が議会の同意

を得て選任することになっております。

本町においては、従来から固定資産評価員に税務課長を充ててきているところですが、御承知のように、4月1日付けの人事異動により、税務課長の異動があったことから、次の者を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

住所、鹿児島県熊毛郡中種子町野間、氏名、田平祐一郎現税務課長でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第27　陳情第2号　国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について

○議長（徳永留夫君）　日程第27、議会運営委員会前日までに受理した陳情書は、お配りした写しのとおりです。

陳情第2号、「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について」を議題とします。

陳情第2号は、会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託します。

—————○—————

日程第28　陳情第4号　ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（徳永留夫君）　日程第28、陳情第4号、「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

陳情第4号は、会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託します。

—————○—————

○議長（徳永留夫君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日から15日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、16日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 4 時 01 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

6 月 1 6 日

令和4年第2回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月16日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 第3 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第4 発議第2号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書
- 第5 発議第3号 教職員定数の改善に係る意見書
- 第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第7 議員派遣の件
- 第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 10番 | 日 高 和 典 君 |
| 11番 | 戸 田 和 代 さん | 12番 | 園 中 孝 夫 君 |
| 13番 | 徳 永 留 夫 君 | | |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 9番 迫 田 秀 三 君

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------------|--------|-------------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教育総務課長 | 横 手 幸 徳 君 | 学校教育課長 | 皆 倉 健 二 君 |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

- 議会事務局長 下 村 茂 幸 君 議事係長 稲 子 隆 浩 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、蓮子信二君、7番、濱脇重樹君を指名します。

-----○-----

日程第2 陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

○議長（徳永留夫君） 日程第2、陳情第2号、「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、橋口渉君。

○総務文教常任委員長（橋口 渉君） おはようございます。

それでは総務文教常任委員会の陳情審査報告書を報告いたします。

本定例会において当委員会に付託された陳情第2号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情の審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、6月10日、議員控室において、全委員出席のもと委員会を開き審査を行いました。

陳情第2号は、東京都千代田区平河町2-6-4海運ビル、海事振興連盟会長、衛藤征士郎から提出されたものです。

陳情の趣旨は、国民の祝日、「海の日」は海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、7月の第3月曜日となっています。

我が国と海との歴史的文化的及び経済社会的な関わり、並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするため、海の日を当初の7月20日に固定化することを要望しますというものです。

審査の結果、質疑、討論なく、全会一致で願意は妥当であるので、採択すべきものと決定しました。

なお、意見書についてもこれを提出すべきものと決定をいたしました。

以上で、陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで総務文教常任委員会での審査報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第3 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、 2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（徳永留夫君） 日程第3、陳情第4号、「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、橋口渉君。

○総務文教常任委員長（橋口 渉君） 本定例会において、当委員会に付託された陳情第4号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、6月10日、議員控室において、全委員出席のもと委員会を開き審査を行いました。

陳情第4号は、中種子町野間在住の松元裕之氏から提出されたものです。

陳情の趣旨は、学校現場での解決すべき課題が山積しており、教材研究や授業準備時間の確保が困難な状況である。

子どもたちのゆたかな学びや働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠なので、2023年度政府予算編成において、下記のとおり実現されるよう国の関係機関へ意見書を提出してほしいというものです。

記1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、複式学級を解消すること。

５、特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

審査の結果、質疑、討論なく、全会一致で願意は妥当であるので、採択すべきものと決定しました。

なお、意見書についても、これを提出すべきものと決定をいたしました。

以上で、陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで総務文教常任委員会での審査報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第４号を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第４号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第４ 発議第２号 国民の祝日「海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書

○議長（徳永留夫君） 日程第４、発議第２号、「国民の祝日、海の日」の７月２０日への固定化を求める意見書を議題とします。

案文は配付しております。

お諮りします。

発議第２号は、会議規則第３９条第２項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第２号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第5 発議第3号 教職員定数の改善に係る意見書

○議長（徳永留夫君） 日程第5、発議第3号、「教職員定数の改善に係る意見書」を議題とします。

案文は配付しております。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

-----○-----

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第6、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任副委員長から所管事務のうち、会議規則第75条によって、お配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長、副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長、副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件

○議長（徳永留夫君） 日程第7、「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第8、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営副委員長から会議規則第75条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の議事日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和４年第２回中種子町議会定例会を閉会します。
御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員